

令和7年白浜町議会第4回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 令和7年12月11日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において9時59分開会した。

1. 開 議 令和7年12月11日 10時00分

1. 閉 議 令和7年12月11日 14時58分

1. 散 会 令和7年12月11日 14時58分

1. 議員定数 12名 欠員 2名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 10名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	廣 畑 敏 雄	2番	松 田 剛 治
3番	小 森 一 典	4番	溝 口 耕太郎
5番	堅 田 府 利	6番	正 木 秀 男
7番	辻 成 紀	8番	西 尾 智 朗
9番	水 上 久美子	10番	
11番	長 野 莊 一	12番	

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 中 尾 隆 邦 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	大 江 康 弘	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	西 田 拓 大		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	東 剛 史
総務課長	玉 置 康 仁	税 務 課 長	森 本 真 司
民生課長	小 川 敦 司	住民保健課長	柴 田 浩 司

生活環境課長	榎本 崇広	観光課長	新田 将史
建設課長	清水 寿重	上下水道課長	山口 和哉
地域防災課長	木村 晋	消防次長	植田 茂期
教育委員会			
教育次長	廣畑 康雄	総務課副課長	小川 将克

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

本日、消防本部 楠川消防長が欠席のため、植田消防次長が出席しておりますのでご報告いたします。

地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和7年第4回定例会2日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 中尾君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しております。

本日は一般質問を予定しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

通告順1番、5番 堅田君の一般質問を許可します。

堅田君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は90分でございます。

質問事項は、1つとして、インフレ下における地方自治体の基金と運用方針について、2つとして、現庁舎の耐震化と新庁舎建設についてであります。

初めに、インフレ下における地方自治体の基金と運用方針についての質問を許可します。

5番 堅田君（登壇）

○5 番

おはようございます。

ただいま議長のお許しを得て、一般質問をさせていただきます。

私は今回一般質問事項としましては2点、1点目は、インフレ下における地方自治体の基金と運用方針について、そして2点目は、現庁舎の耐震化と新庁舎の建設についてお伺いしていきたいと思っております。

まず最初に、インフレ下における地方自治体の基金とその運用方針についてお伺いしたいと思います。

多くの方々は、基金という言葉自体はご存じだと思います。しかし、その中身や役割、使い道について正確に理解されている方は必ずしも多くはいらっしゃらないのではないのでしょうか。私自身もその運用や位置づけについて十分に理解できていない部分があると感じております。

そこで今回、白浜町の基金の運用状況を、町、議会、住民がともに正しく理解し、将来の財政運営を考える上での共通認識を深めることを目的に、質問させていただきます。

地方自治体の財政運営においては、毎年度の会計が基本となっております。町の会計には日常的な収支を扱う一般会計、特定目的で使う特別会計などがありますが、基金は自治体会計の中でどのように扱われるのか、まず最初にお伺いいたします。

○議 長

堅田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま堅田議員から基金についての質問がありました。細部につきましては、担当課長から申し上げますけれども、堅田議員のおおむね質問の意味は、インフレ下における基金の取扱い、俗に言う基金というのはいろんな種類がありますがけれども、我々が一番目の前で今そこにある危機にどうしていくかということになれば、財政調整基金ということが頭に浮かんでまいります。これは、一般家庭で言えば、普通預金というような形でありますけれども、今、インフレという社会の状況を、認識を言われました。私はこのインフレというよりもさらに進んだスタグフレーションという言葉があります。これはインフレの中での不況ですよ。かつて1970年代に、1973年に第4次中東戦争がありました。そして1979年にイラン革命がありました。このときに石油がほとんど入ってこなかった。まさに油断大敵という言葉が流行語になったんですけれども、このときに日本は大パニックになったわけです。トイレットペーパーを買いに行ったり、いろんなのがありました。ただ、私はやはり今の日本の状況というのは、まさにスタグフレーション、この状況にあるというふうに思っております。インフレよりもまだたちが悪い。

ですから、その中で、まず何をしなければいけないのか。あの1970年代に日本政府が取った行動というのは、やはり財政出動です。イギリスにケインズという学者がおりますけれども、彼は不況のときには、そして物価高のときには、まずはやっぱり財政出動をしましては鎮静化をしていくという、私はその方向性というのは大変正しいと思いますし、そういう意味では私自身もケイジアンという言葉がありますけれども、そういう1人かなと思うんです。政府もご存じのようにこの物価高の中で、各自治体に、物価高鎮静化のために、我々の町にもいろいろとお金を頂けるという方向になってきました。今どのように使うかということはまた議会の皆さんにもお示しをさせていただきまして、またご賛同いただきたいと思うんですけれども、とにかくやはり早く対処していくという。

ですから、そういう意味でやっぱり基金というのは、我々人間生活の中で今欲しい1,000円というのはありますよね。1週間後に1万円やるからといっても今欲しい1,000円というのがある。だから私はまさに今はその時期だなというふうに思っております。ですから、基金全般の運用につきましてはルールもありますし、後ほど総務課長のほうから詳しくご説明をさせていただきますけれども、ただ前提としてまずはやっぱり今の物価高をどう安定させていくか、まずは困っている町民の皆さんに対して、何を我々が町として責任を持って財政出動をしながら鎮静化をしていくか、安心してもらえるかと、このことを今、私自身も考えているところであります。細部につきましては、課長から答弁をさせていただきたいと思っております。

○議 長

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

基金につきましては、地方自治法第241条第1項において、地方公共団体が条例の定めるところにより特定の事業のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けることができる財産と規定されております。白浜町も条例の定めに基づいて設置した基金を多く有しております。計画的かつ安定的な財政運営を行う上で欠かせないものというふうに思っております。

なお、運用につきましては、地方自治体が設置する基金は財産として位置づけられております。基金の積立てや取崩し、また、基金の運用から生じる収益、利子につきましては、毎年度歳入歳出予算に計上しなければならないというふうにされてございます。

以上です。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

先ほど町長のほうからスタグフレーションのお話が出たところで、スタグフレーションの定義というのは、恐らく、私もうろ覚えですけれども、インフレ状況下にもかかわらず不景気ということ、人件費が上がらないという状況がスタグフレーションだということです。それに対して今政府のほうは、ばらまきというふうな悪い言い方もありますけれども、お金をなおさら金融緩和でまくと。さらにそのお金が市場に出回るということは、ますます円の価値が下がってしまう。円の価値が下がってしまうということは、物価上昇とそれに伴って、景気がよくなればよいということだったんですけれども、恐らくアベノミクス以降、そうい

うふうな景気刺激をしようと思ってどんどんお金を市場に回したわけですが、現実として、企業のほうは内部留保して、個人のほうとしては貯蓄のほうに回って、将来の不安だとか老後の資金のために回っている。結局お金が回らないという状況が不景気を招いているんじゃないかなというふうなことがあるかと思っております。

そういうことも含めて、今後、今これからの質問のほうに移っていく、趣旨のところにながってくるわけですが、引き続き次の質問をお伺いしていきたいと思っております。

自治体において基金を運用する際、法令や町の条例などでどのような基準やルールが定められているのか、まず、その辺についてお伺いします。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいまご質問いただきました基金運用に係る基準やルールにつきましては、地方自治法第235条の4におきまして、現金及び有価証券の保管について、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないというふうに規定されてございます。

また、地方自治法第4条の3において、積立金は銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証証券のほか、証券の買入れ等を確実な方法により運営し運用しなければならないというふうに規定されてございます。

以上です。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

ありがとうございます。基金には、目的や性質の異なる様々な種類があると認識しております。それぞれについて、積立目的や用途、運用上の制限、そして特徴を分かりやすく説明していただけますでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

それでは、ご説明させていただきます。基金の目的、用途、特徴、運用制限についてのご質問です。

まず、目的、用途、特徴についてでございますけれども、基金は、地方自治法上、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置する積立基金というのと、特定目的のために定額の資金を運用するために設置する定額運用基金の2種類に分類されてございます。さらに、地方公共団体が設置する基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金、地方債の償還を計画的に行うために積み立てる減債基金、これら以外の様々な目的で特定の事業に充てるために資金を積み立てる特定目的基金の3つに分けられております。

次に、運用制限につきましては、地方自治法、地方財政法に基づき、安全性や流動性を確保した上で資金管理を行うため、白浜町資金管理運用方針を定め、管理運用しているところでございます。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

ありがとうございます。ここまで、自治体が管理運営する基金の法令や条例、その目的や種類などを伺ってまいりました。ここからはそれらを踏まえて、白浜町の基金がどのような運用方法が決められ、こういった商品で運用されているのか、また、その状況について伺ってまいりたいと思います。

先ほどの答弁では、基金運用については、地方自治法や地方財政法に基づき、安全性、流動性を確保した上で資金管理を行っている、また、白浜町として白浜町資金管理運用方針を定めて運用しているとの答弁がありました。

そこでこの白浜町資金管理運用方針とは具体的にどのようなものなのか、説明を求めます。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

白浜町資金管理運用方針とは、白浜町が保有する資金の管理及び運用に関し、安全性及び流動性を確保し、効率的な資金管理を行うために運用の基本原則を定めたものでございます。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

ここで今答弁のありました安全性、流動性、これは具体的にこういった意味を持つのか、説明をお願いします。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

まず、安全性につきましては、元本の確保を最優先することとし、運用により元本が損なわれることを避けるため、安全な金融商品により保管及び運用を行うこと。また、金融機関の経営健全化に十分留意することとございます。

次に、流動性についてですけれども、支払い等に支障を来さないために必要な資金を確保するとともに、緊急時の支払いに備えて資金を常に確保するというものでございます。

なお、ここに効率性を加えて、公金の資金管理に当たっては、優先度の高い順に安全性、流動性及び効率性を確保することとなっており、これが一般的に公金管理の基本原則と言われるものでございます。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

白浜町で基金を設置する際の基準やどのような目的、また、考え方に基づいて積み立てられているのか、お伺いします。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま基金の設置基準、また目的についてのご質問をいただきました。

まず、基金の設置基準や目的についてでございますけれども、主な基金として財政不足の調整に充てる財政調整基金、また、町債の償還財源に充当する減債基金のほか、庁舎等の整備に充てる庁舎等整備基金、地域の振興に充てる地域振興基金、将来の清掃センターごみ焼却場跡地及び公共施設用地の利活用に充てる公共施設整備基金、ふるさと納税寄附金によるふるさとづくり事業に充てますふるさと白浜応援基金などの基金がございます。また、特別会計の基金といたしまして、土地開発基金や、国民健康保険基金、また、介護給付費準備基金を設置してございます。

いずれも条例に定め、目的達成のために必要な資金を積み立て、目的に沿った事業を実施するために必要な財源として事業を推進いたしております。

○議 長
5番 堅田君

○5 番
では、今年の10月に令和7年度決算審査特別委員会で審議され、この12月議会に報告がありますが、そこに示されている令和6年度の基金の項目数と基金総額を教えてください。

○議 長
番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）
基金の項目数、基金の総額についてお答えさせていただきます。

令和6年度決算で申し上げますと、基金項目は26項目でありまして、そのうち特別会計が3項目となっております。

また、基金総額につきましては、67億704万5,734円となっております。

○議 長
5番 堅田君

○5 番
白浜町の基金の数は26、そして基金総額は67億704万5,734円、約67億円ということです。白浜町の人口が現在約2万人として、一般会計予算が約140億円規模の自治体として見た場合、この67億円という金額は同規模の自治体と比較して妥当な水準と言えるのか、お伺いします。

○議 長
番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）
基金総額が同規模自治体と比べまして妥当かどうかというご質問でございますけれども、ほとんどの地方自治体で設置されてございます財政調整基金と減債基金を除きましては、特定目的基金については、自治体ごとに設置されている基金の種類や数も異なります。また、設置目的によって必要な基金規模も変わってくることから、当町の基金総額が同規模の自治体と比較して妥当なのかどうかを判断するのは非常に難しい面がございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議 長
5番 堅田君

○5 番

基金は自治体ごとに設置されていて、必要な設置目的も違うということから、基金総額だけで基金が妥当かどうかを判断するのは難しいとの説明でした。自治体が抱える課題や将来のまちの姿などから、一般会計との単純な比較はできない面もあるのだと思います。

白浜町の主な基金については、庁舎等整備基金、地域振興基金、公共施設整備基金、ふるさと白浜応援基金などがあると説明してくれました。それらの基金はその性格上、建設課であったり観光課であったり、総務課などが所管する基金だと思うんですが、26ある基金の運用については、それぞれ所管する担当課が管理運営しているのか、それとも統括して、別に運用管理をしているところがあるのか伺います。

また、それぞれの基金について、毎年見直しや精査をしているのか、さらに、基金の中には長年金額が動いていないものもあるようですが、これは一体どういう理由なのか、説明をお願いします。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま管理運用と精査というものについてご質問をいただきました。

基金の積立てや取崩し等の管理は、各基金の所管課が総務課財政係と調整を行っております。基金の運用につきましては、出納室が、基金の積立て、取崩しの状況や歳計現金等の資金・運用計画等の整合を図りながら行ってございます。また、各事業の計画等により積立て及び取崩しを行っており、予算編成時に精査してございます。

なお、基金の中には、近年活用されず設置されているものもございます。そうした基金につきましては、少額の利子のみの積立てを行っているため、議員ご指摘いただきましたように、基金残高について大きな増減がない状態となっているものもございます。

そのようなことから、現在設置しております26項目ある各基金につきましては、現状に見合ったものかどうかを現在精査を行っているところであります。今後、見直し等が決まりましたら、改めて議会のほうに提案させていただきたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

次に、基金の運用方法についてお伺いします。

基金総額約67億円は、どのような運用先にどの程度の金額、割合で運用しているのかお伺いします。また、それらの基金の運用先ごとの平均金利や運用年数についても併せてお伺いします。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

基金の運用方法と運用先等についてご質問いただきました。

基金の運用につきましては、まず、定期預金と債券の割合ですけれども、基金総額約67億円のうち、約59億円は定期預金、残りの8億円につきましては、債券による運用となります。

次に、運用先の平均金利と運用年数についてですけれども、定期預金は県内に本支店を置く紀陽銀行、和歌山県農業協同組合、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、なぎさ信用漁業協同組合連合会で、令和6年度決算で申し上げますと、1年定期で平均金利は0.025%となつてございます。債券につきましては、県内に支店を置く証券会社2社から、国債、地方債、政府保証債を購入しており、金利は平均0.75%で、年限におきましては10年から20年でございます。

○議 長
5番 堅田君

○5 番

1年物の定期預金の平均利息が0.025%、債権については10年物から20年物まであり、その平均利率が0.75%との説明でした。

例えばそれぞれ1億円預けたときの利息は、定期預金では2万5,000円。債券では75万円、100万円の場合は250円と7,500円ということであります。低金利時代だったのでかなり少ないということが分かるんですが、それでもこの運用で得られる利息については、民間の場合と違い、地方公共団体では法人税、所得税といった源泉徴収の対象外ということですから、ここから差し引かれることはないということです。

では、実際にどこの金融機関と取引をして、また、定期預金、債券で運用するときには、満期の年数を優先して決めているのか、もしくは利率を基準にしているのか、複数の金融機関がある中で、主にどの金融機関と相談し、決定しているのかについて、お伺いします。

○議 長
番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま金融機関選定等についてのご質問をいただきました。

まず、金融機関の選定につきましては、定期預金は運用方針に基づき、預金債権と町債残高との相殺により、預金債権の保全が可能となる町債引受先金融機関であることとしてございます。そのほか自己資本比率等を含めて総合的に判断して選定しており、現在は、先ほど申し上げました金融機関5行となっております。また、債券につきましては、県内に支店を置き、取引のある証券会社2社となります。商品は財政状況や事業計画等を勘案いたしまして、満期償還できる年限を選定し、購入してございます。現在新たな債券購入はございませんけれども、定期的に情報提供やアドバイスをいただいております。

次に、運用の期間についてですけれども、定期預金は1年満期としており、債券につきましては運用期間は20年を上限としてございます。

○議 長
5番 堅田君

○5 番

これまでの答弁から、白浜町の基金運用は、地方自治法、地方財政法、そして白浜町資金管理運用方針によって適正に行われていることが分かりました。また、現金、債券運用についても、金融機関から定期的にアドバイスを受けながら、安全性、流動性を確保して管理されていることから、町の基金運用が健全であり、町にとっても住民にとっても安心材料になることが分かりました。

ここからは、その基金の価値にも影響を与える経済環境の変化の認識とその変化への白浜町の対応について伺ってまいりたいと思います。

日本経済は長い間デフレと低成長に悩まされてきました。政府や日銀はゼロ金利政策や量的緩和など大規模な金融政策を進めてきましたが、先ほど申し上げたとおり、企業の設備投資は伸びず、個人も預金を選び、資金が十分に循環しない状況が続きました。その後、コロナ禍もあり、金利は依然と低いままで、自治体の基金運用についても実質的に利息を生まない状況が続きました。

しかし、2022年の春頃から、デフレからインフレに転換し、物価の上昇が起こってまいりました。消費者物価指数を見ると、2022年が2.7%、2023年が3.1%、2024年は2.7%と推計されております。今年の10月24日の総務省の発表によりますと、食料やエネルギーなど、天候、国際情勢、為替など外部要因の影響を強く受けるものを除いた指数が、前年度同月日2.9%の上昇としています。

このように、物によって価格の変化には違いがありますが、総じて見ると物の値段が上昇しております。つまり、お金の価値が低くなっているということです。こうした近年の金利や物価の動向について、取引金融機関の担当者から何らかの説明や助言は受けているのか、お伺いします。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

指定金融機関からは、定期的に経営状況等の報告とともに、金融環境等についての情報提供をいただいているところでございます。また、証券会社からは数日置きにメールでの情報提供、また定期的にお電話いただいたり来庁していただいたりというところで、市場の動き等の説明や助言をいただいております。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

昨年から米や生活用品、食料関連の値上がりが続く、住民の生活に不安が広がっております。また、年末を前に燃料費も若干安くなったとはいえ、高値が継続し、物価全体が上がる中で最低賃金は上がったとはいえ、実際の暮らしは楽になったとは言えない状況が続いていると思います。日々の生活で大きな影響を感じている方も多いと思います。

そのような中で、住民の皆さんから預かっている基金運用についても真剣に情報を収集し、適切に管理していく必要があると思います。

この物価上昇について担当課内で何か議論をしたり検討されたことはありますか、お伺いします。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

物価上昇について、担当課等と直接の検討はしておりませんが、物価高による事業費等の高騰など、町の予算、財政に影響を及ぼしていることは十分承知してございます。これらに伴う予算、財政状況については、担当課と適宜協議して進めているところでござい

す。

○議 長
5番 堅田君

○5 番

今、答弁にあったように、事業費等の高騰という言葉がありましたように、物価高騰は歳入だけではなく町の支出にも大きく影響してくると思います。特に建設工事や修繕工事、委託料、人件費など、あらゆる分野でコスト上昇があるのではないかと思います。こうした歳出面での影響に対してどのような対策や見直しをされているのか、お伺いします。

○議 長
番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま堅田議員よりご質問いただきましたように、賃金や物価高騰によって、町の財政も、人件費の増加をはじめ、公共施設等における光熱水費や行政サービス、施設管理等の委託料の増加、建設事業費の上昇というようなところで大きな影響を受けて、厳しい財政運営が続いてございます。

物価高騰に伴う歳出増への対応につきましては、事務事業の見直し、国県補助事業等歳入の確保策の検討、そして様々な面から歳出削減と歳入確保への取組を進めることで、財政健全化に努めてまいりたいと思います。

○議 長
5番 堅田君

○5 番

物価高騰は、厳しい財政状況が続く中、大きな影響を受けていることが確認できました。今回の白浜町が保有する基金の実質的な価値についても同様に注意が必要だと思えます。基金のうち、債券利回りが0.75%ということでした。一方でインフレ率が2.9%程度で推移していると、計算上は実質金利がマイナスになる可能性があります。

白浜町の基金総額は約67億円。その中には性質の異なる基金などが含まれていると思うので、一くりに評価することは難しいことと思います。しかし、インフレが続く中では、名目上の金額が変わらなくても、実質的な価値が少しずつ変化していく可能性があります。

そこでお伺いします。町として基金の実質的な価値の変化についてどのように認識されているのか。また、こうした点についてどう考えているのかお伺いします。

○議 長
番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま、インフレ時の金利と貨幣価値についてご質問いただきました。

堅田議員がおっしゃいますように、インフレによって実質金利がマイナスとなり、貨幣価値が下がることから、お金、すなわち基金の実質的な価値は下がるというふうに理解してございます。その対策といたしまして、定期預金より金利の高い債券の購入など、より金利がつく運用を検討したいというふうに考えてございます。

○議 長
5番 堅田君

○5 番

令和6年度の決算の資料では、基金総額に対しての利息は710万1,254円となっており、基金全体でこれを利率に換算すると、おおむね0.1%程度の利回りとなっています。現在の金利環境を考えると、利息としては大きいものではないかと思っています。

この点について、財政係や会計管理者の間で検討されたことはあるのか、また、取引金融機関の担当者から助言などがあったのか、お伺いします。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

まずこの金利環境について関係課でということは、協議は行っておりません。ただ、金融機関からは金利に限らず、金融環境全般につきまして定期的に説明や助言をいただいて、それを関係課で共有しているところがございます。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

今後、政策金利が上昇し、より利回りの高い国債が新たに発行される場合に、満期を前に債券を売却して、より金利の高い債券に乗り換えようとする、売却した債券は元本を大きく割れる可能性があります。そういった金利上昇局面において、低い金利の債券を満期まで持ち続け、満期まで保有という方針を町としてどのように整理されているのかお伺いします。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

現在の方針の整理についてご質問いただきました。

まず、財政調整基金については、年度間の財源の変動に備えるため、また、災害等が起これば多額の取崩しが必要となることから、一部手元に確保する必要がございます。一方で、特定目的基金につきましては、事業の時期等から、一定の運用の余地はあると思っており、基金の目的に応じた効率的な運用について検討したいというふうに考えてございます。

また、運用につきましては、現在金融環境に即した効率的なものにしたいと考えておりますけれども、基本的には事業計画等に沿って満期保有できる年限の債券を購入するという考えでございます。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

現在のように金利が上昇しやすい局面では柔軟に見直しが可能で、再投資がしやすい短期国債のほうが適していると考えられるのですが、町として、短期国債への選択肢についての検討はされたことがあるのか、お伺いします。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

短期国債の選択についてですけれども、当町では超低金利時に長期債券を購入しております

すけれども、当時と金融環境は変化してございますので、財政状況や事業計画を考慮し、かつ、専門家のアドバイスをいただきながら効率的な運用を図ってまいります。併せまして、年限の短い債券の購入についても検討しているところであります。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

地方自治法第241条では、基金は確実かつ有利な方法で運用すると定められています。しかし、近年のようにインフレが続くと、名目上の元本は保証されていても、実質的な価値は目減りする可能性があると思います。

ここで確実かつ有利ということは、この物価動向の中でどのように運用に反映しているのか、お伺いします。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

インフレ下で確実かつ有利な運用に反映しているのかどうかというご質問ですが、地方公共団体は公金を管理運用しているため、取扱いは安全性が最優先であるというふうに考えております。現行法の運用につきましては、公金を確実に保護するという観点から申し上げますと、確実なものであると思います。一方、有利の面から見ますと、現在の金融環境に即したものが効率的だと思いますので、短期債券購入を含めて検討していきたいというふうに考えてございます。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

国の政策では、貯蓄から投資へという方針が示されてきました。小泉政権の頃から始まり、2021年の岸田政権においても、新しい資本主義の中で、長期・分散・積立ての資産形成が推奨されてきました。新NISAやiDeCoといった制度、また、GPIFも株式や外国債券など元本保証ではない資産を組入れて運用しています。一方で、先ほどから話にあるように、地方自治体の基金は元本保証の範囲に限定されており、国の資産形成政策とは大きな違いがあります。

そんな国の資産形成の方向性と自治体基金に課せられている規制との間のギャップについて、町としてどういうふうに考えているのか、お伺いします。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま、国の資産形成の方向性とギャップについてのご質問をいただきました。

資産形成の新たな制度や年金積立金管理運用独立行政法人の資産運用につきましては、私どもも承知しているところでございます。

しかしながら、地方公共団体は公金を管理運用するため、安全性優先、すなわち元本保証が原則であると考えております。外貨などの元本が変動する商品ですとか市場金利等の常時監視が必要な取引、そしてハイリスクな取引につきましては、金利は高い一方で元本割れに

より損失が生じた場合、町の責任は非常に大きなものとなりますので、リスクの高い商品での運用は避けなければならないというふうに思っています。

引き続き、現行法の範囲内で管理運用を行う考えでございます。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

世界的に政治・経済の不安定化や通貨への不信から、金や実物資産へ資金が移動しているという指摘があります。こうした世界経済の動きは、物価や金利を通じて間接的に自治体の基金運用にも影響してくると思います。町として、基金運用のリスク認識や方針の見直しについて検討されているのかお聞かせください。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

現在、基金の管理運用に関しましては、地方自治法、地方財政法に基づきまして、リスクを正しく認識いたしまして、一定の運用益を確保することが現実的な選択肢であるというふうに考えてございます。現時点で方針の見直しについては、私どもは今検討してございません。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

最後になります。

基金運用の目的は、単に金額を維持することだけではなく、将来の町の安定的な財源を確保することにあると思います。そのためには名目上の金額の維持だけではなく、実質価値の維持という視点を取り入れることが重要ではないかと思えます。

しかしながら、地方自治法や地方財政法で規定された最も確実かつ有利な方法、積立金は確実な方法で運用しなければならないとされており、リスクの高い商品への運用は避けるべきだとしています。

将来に向けて持続可能な財政運営を実現させるために、町長として、このインフレ下における基金運用についてどうお考えか、また今後どのような取組を進めていきたいか、お考えをお示してください。

○議 長

番外 町長 大江君

○番 外（町 長）

ただいま、基金運用についての質問の取りまとめで私にご質問いただきました。

今ある堅田議員と課長とのやり取りを聞かせていただいて、改めてやっぱり公金運用の難しさ、あるいは公金というものを町で預かっているお金の大切さということを感じさせていただきました。

私も、町長就任以来、私が直接金融機関を変えろとか、あるいは債券で運用しているところをどこに変えろということは言ったこともありません。ですから、今までの基金運用をずっと踏襲して今日まで来ているわけでありましてけれども、私自身時々会って、いろんな情報

をいただいたり、アドバイスをいただいております。相手はプロですからもうけなければいけないから、お互い、我々も資産を増やしていかなければいけない。そこをやっぱりどこを一致点にしてやっていくかということ、これは信頼関係がなかったらなかなかできないわけであります。

その点においては、今、私どもの大切な公金、基金を預けている先方のそれぞれの金融機関、あるいは債券運用機関に対しては大変信頼関係を今まで築いてこられたというのが、私の実は率直な印象であります。

そこで、基金というのは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てて、または、定額の資金を運用するための資金でありますから、公金を、先ほどから申し上げておりますように、確実に保護をしていくという、この観点というのは私は一番大事だというふうに思っております。安全性を第一に、現行法の趣旨を踏まえ、適正な管理運用というのも、今後ともしっかりやっていきたいなというふうに思っております。

しかしながら、昨今の金融環境の変化は大きく、町としても、これらに対応できる体制が必要というふうに考えています。そのために、金融状況について専門家によるアドバイスの下、知識を求めていくという、今までの信頼関係の上に立った中でのお互いのボールのやり取りが絶えず必要ではないかなというふうに思っております。

もちろん、庁内での情報共有を行いながら、基金の運用については、歳入確保の1つとして、収益性の向上に努めるべく取り組みたいと考えていますので、何とぞご理解いただきたいと思えます。議員は、この分野についてはエキスパートの部分でありますので、またいろいろとご示唆をいただけたら、ありがたいと思えます。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

これで1つ目の質問を終わります。

○議 長

以上で、インフレ下における地方自治体の基金と運用方針についての質問を終わります。

次に、現庁舎の耐震化と新庁舎建設についての質問を許可します。

5番 堅田君

○5 番

続きまして庁舎の関連について質問をしていきたいと思えます。

現庁舎の耐震化や建て替えについては、これまで多くの議員が一般質問で取り上げ、町としての進捗や方向性を伺ってきたと認識しています。しかしながら、住民の安全確保や行政サービスの質を左右する町の中核であるにもかかわらず、計画がどこまで進んでいるのか、依然として不透明な部分があると思っております。

そこで今回は、平成25年に設置された本庁舎耐震対策庁内検討委員会、現庁舎の耐震化の状況、新庁舎の建設の現状、そして今後の計画、これらについて、過去の経緯と今後の経営方針について伺ってきたいと思えます。

近年行政需要の変化や災害対応の重要性の高まりなど、庁舎に求められる役割は広がってきていると思えます。そこで、自治体にとって、役場の庁舎とはどのような役割や機能を持つ施設なのか、町の基本的なお考えをお聞かせください。

○議 長

堅田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま堅田議員より、役場庁舎の役割についてということのご質問をいただきました。

庁舎などの公共施設は、住民の皆様の生活にとって重要な施設であるというふうに認識してございます。特に、この本庁舎においては、町の政策立案や執行、そして議会審議や承認、財政運営の中核機能を備えた施設であるとともに、住民票などの証明書の交付や各種申請手続のため、毎日多くの方が利用する町の中心となる施設であるというふうに思っております。

特に大規模災害が発生した際には、町の防災拠点施設として対策本部が設置され、被災者への支援や災害対応の拠点となるなど、被害を抑止するための様々な機能を求められる重要な施設であるというふうに思っております。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

それでは、現庁舎の構造面や施設面についてどのような課題があると町では認識されているのか、老朽化や設備面の状況も踏まえて説明を求めます。

○議 長

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

現庁舎の構造面、また施設面についてのご質問をいただきました。

本庁舎につきましては、ご存じのように鉄筋コンクリート造りではございますけれども、昭和36年に建設されてございます。建築後約65年が経過しております。老朽化に伴い、部分的な改修は、都度行ってきておりますけれども、やはり内装、外装や、また、給排水設備、電気機械設備等、様々な部分で老朽化が進んでいる状況であります。躯体だけでなく建物全体的な老朽化が一番の課題となっているところでございます。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

今、本庁舎は現在65年が経過しているということで、実は私も先月60歳になりまして、老朽化が進んできています。今言われたようにメンテナンス、建物もありますけれど、私どももメンテナンスが必要な時期に入ってきたのかなというふうに考えています。そういった面も含めて、体の場合は自然の治癒力だとかというのがありますけれども、この建物については、そういう力がないので、人の手を加えていかなければ変化していく、また、現状維持することはできないのじゃないかなというふうに思っております。

次に、近年の行政ニーズの変化という観点から、防災拠点としての役割、情報通信機能、バリアフリー対応、住民サービスの在り方など、当時の建設時には想定されていなかった機能が現在では求められているのではないのでしょうか。

こうした点から見た現庁舎の課題について、町の考えをお伺いします。

○議 長

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

本庁舎の課題につきましては、建設当時の昭和36年と比較いたしますと、やはり行政需要の多様化への対応ですとか、事務事業の拡大によって職員数も増加してきてございます。また、近年では、情報通信技術のデジタル化によりまして、その対応として、多くの事務機器類、また、機械器具類も必要とされております。

そのような中におきまして、現庁舎は、事務室や書庫の狭隘化、そして会議室の不足、そしてまた、誰もが利用しやすいようなバリアフリー化への対応など十分な対策ができていない施設であるというふうに認識はしてございます。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

これまでの質問で現状と課題について、ある程度明らかになってきました。

それらを踏まえた上で、平成24年に役場本庁舎の耐震診断を実施されたと聞きますが、なぜその時点で診断を行うことになったのか、その背景と目的についてお伺いします。

○議 長

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま耐震診断実施の背景と目的についてご質問をいただきました。

これまでも、国内では、平成7年の阪神・淡路大震災、そして平成16年の新潟県中越地震、平成23年の東日本大震災など、大地震が発生しており、多くの建物が倒壊し、耐震性の確保が改めて重要な課題というふうに認識されたところでございます。また、近い将来予測されております南海トラフ巨大地震の発生が危惧されている中で、防災拠点としての役割を果たす庁舎などの公共施設については、安全性確保は極めて重要な課題となっております。

そのような中、本庁舎につきましては、昭和56年6月の建築基準法改正以前に建設された建物、いわゆる旧耐震基準に基づきまして建設されたものでございますので、地震に対する安全性が不足している可能性があると思いましたので、対策を検討するため、まず、その時点で建物にどのぐらいの強度があるのか、また、そういうことを確認することを目的に、庁舎の耐震診断を実施してきました。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

耐震診断を実施した背景や目的をお伺いしました。その診断の結果について、引き続きお伺いします。

平成24年に実施した本庁舎の耐震診断では、建物の構造的な安全性を示す構造体指標、I s値はどのような評価だったのか。また、そのI s値には一般的にどのような目安があり、町としてその結果をどう判断したのかお伺いします。

○議 長

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

まず、ご質問にお答えさせていただきます。

耐震診断では、柱や壁の強度を計算し、構造耐震指標、先ほど質問にありましたような I s 値というものを、指標を用いて耐震性を判断いたします。

I s 値に基づく安全性の基準について、少しご説明させていただきますと、I s 値が 0. 3 未満は、地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、または崩壊する危険性が高い建築物、そして I s 値が 0. 3 以上 0. 6 未満は地震の震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊の危険性がある建築物、そして I s 値が 0. 6 以上というものにつきましては、震度 6 強程度の大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できる、いわゆる倒壊のおそれがない建築物であると言われております。

ですが、官公庁の施設におきましては、より安全性を考慮いたしまして、I s 値は 0. 7 以上が望ましいというふうにされてございます。本庁舎の耐震診断の結果につきましては、I s 値は 0. 27 でございました。0. 3 未満の建物は、先ほどもご説明させていただきましたように、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い建築物に該当いたします。町としては、地震の揺れや衝撃に対するための耐震補強工事、もしくは建て替えの検討が必要であるというふうに判断いたしました。

○議 長

5 番 堅田君

○5 番

耐震診断の結果、倒壊、崩壊の危険性が高く、補強工事が必要とされたことを受けて、平成 25 年に本庁舎耐震対策庁内検討委員会が設置されたということのようです。この委員会はどのような目的で設置され、その委員会の構成メンバーはどのような方々だったのか、お伺いします。

○議 長

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

本庁舎耐震対策庁内検討委員会につきましては、平成 24 年度に実施いたしました本庁舎の耐震診断結果を踏まえまして、本庁舎の将来構想について、町の方針を決定することを目的といたしまして、平成 25 年 4 月 12 日に総務課長、富田事務所長、日置川事務所長、会計管理者、建設課長を委員とする庁内検討委員会を設置いたしました。

○議 長

5 番 堅田君

○5 番

この委員会の構成については、今、説明にあった総務課長、富田事務所長、日置川事務所長、会計管理者、また建設課長というような、役場の中でも日常業務に当たる幹部職員の方々に構成されていたということです。

この検討委員会はこれまで何回開催され、どのような議論が行われ、最終的にどのような方向性を具体的に示されたのか、お伺いします。

○議 長

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

本庁舎耐震対策庁内検討委員会につきましては、7回開催してございます。

当検討委員会におきまして、耐震結果をもとに本庁舎を耐震化する、もしくは建て替えるかを検討事項として、現庁舎の状況整理、そして耐震補強の方法、新庁舎を建設する場合の規模や概算費用の算定、建設候補地、財政面の検討など様々な議論を行ってございます。

また、最終検討のまとめといたしまして、現庁舎が置かれている諸課題を総合的に判断した「速やかに建て替えを行う」という方向性と、耐震補強を速やかに行い、併せて計画的に基金を積み立てることで、「将来的な建て替えを計画する」という方向性について具体的な内容としてお示ししてきたところでございます。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

今の説明にあったように、検討委員会では、速やかに建て替えを行う、耐震補強を速やかに行う、または計画的に基金を積み立て、将来的な建て替えを計画するとの方向性が示されたということです。

それでは、最初に、耐震補強を速やかに行うというところから伺っていきたいと思います。

具体的にいつから補強を開始し、完了したのはいつか。また、その費用とI s値は当初の0.27から幾つになったのか、教えてください。

○議 長

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

まず、本庁舎の耐震改修工事につきましては、平成28年度の単年度事業として完了してございます。耐震改修工事に要した費用は1億1,098万5,892円でありまして、耐震補強工事後の結果、I s値は0.8というふうに改善されてございます。I s値の指標につきましては、先ほどのご説明と重複するところがあるんですけども、I s値が0.6以上は震度6強程度の大地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できるということとなっております。官公庁施設はより安全性を考慮し、I s値は0.7が望ましいとされておりますので、この結果によって、0.8ということでありまして、我々も安全性が確認された施設であるというふうに認識してございます。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

次に、速やかに建て替えを行うという方針についてですが、耐震補強が十分に満たされていたとしても、庁舎は住民が安心して訪れ、交流できる場であることが求められ、また、災害時には防災拠点として安全を守る機能も備える必要があると思います。現庁舎は、狭隘で空間的な余裕がなく、会議室など共有スペースが少ない点についても課題です。

法定耐用年数を超過した現庁舎は大規模改修により延命化を図っても、長期にわたる使用は困難であるとの報告からも、早期の建て替えの重要性を指摘していると思います。

しかしながら、新庁舎建設となれば、多額の財源が必要になるのですが、どのような庁舎建設の想定をされていたのか、お伺いします。

○議 長
番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま新庁舎建設に当たる想定についてのご質問をいただきました。

本庁舎耐震対策庁内検討委員会において報告されております速やかに建て替えを行う方向性におきましては、新庁舎の整備に当たり、新たな用地を取得し庁舎を建設する場合、そしてもう1つが、町有地を活用し建築する場合というふうな2案の想定を行ってございます。

建設概算事業費といたしまして、新たな用地を取得し庁舎を建築する場合は25億円、町有地を活用し建設する場合は19億円と、それぞれ試算したところでございます。

また、財源につきましても検討しており、財源として期待される有利な合併特例債というものは平成27年度で終了し、合併優遇措置の終了により、普通交付税は段階的に引き下げられることとなる中で、多額の費用を要する庁舎整備はほかの事業への影響も認識していく必要があるのではないかとこのように出されたところでございます。

議員がおっしゃいますように、当該検討委員会からは、法定耐用年数を経過した現庁舎では、大規模改修により延命化を図っても長期にわたる使用は困難であるというふうな考えも示されておりますので、10年後をめどに新庁舎が開庁できるよう取組を想定していたところでございます。

○議 長
5番 堅田君

○5 番

検討委員会の報告では、10年をめどに新庁舎が開庁できるように進めるものとの説明でした。また、過去の一般質問に対する答弁でも、前任の町長から、2022年から2024年にかけて新庁舎を建設し、2025年から供用開始を目指すとの説明があったように聞いております。また、当時の一般質問や平成28年の記者会見において、新庁舎に関する方針が示されていまして、これを議事録のほうで確認できています。

その後、この方針を踏まえて町としてどのように進めてこられたのか。また、2025年残り1か月を切ろうとしている中で現在実現されていませんが、現在どの程度進んでいて、何の問題があったのか、お伺いします。

○議 長
番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

新庁舎の建設につきましては、平成24年に実施いたしました耐震診断をもとに、本庁舎耐震対策庁内検討委員会により報告がありましたように、速やかに建て替えを行う方向性と、耐震補強を速やかに行い、併せて将来的な建て替えを計画するといった2つの方向性が示されておりました。また、延命化を図っても長期にわたる使用は難しく、10年をめどに新たな庁舎が開庁できるよう取組を進める必要があるというふうにも示されたところでございます。

それ以降、議会に対しましても、新庁舎の建設につきましては早急に取り組を進めるというふうな方針を常々説明してきましたけれども、議員ご指摘のように、10年が経過しようとする現在におきましても、新庁舎の建設については進んでいない状況でございます。

また、このような中で、平成30年度に富田事務所、日置川事務所の耐震一次診断を実施しました。その結果、両施設とも耐震性が不足することが判明し、併せて津波、河川氾濫による浸水被害を受ける可能性がある施設でもございます。移転を含めた建て替えを検討する必要性が生じてきましたので、当初は本庁舎のみの建て替えを検討しておりましたが、改めて本庁舎、そして富田事務所、日置川事務所、それぞれの施設の在り方や現状施設の整理と統廃合に関する検討をした上で、新たに庁舎整備を進めていく必要がございます。

これまでその検討ができておりませんので、現在においても具体的に整備方針が決まっていない状況であります。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

庁舎建設に当たっては、計画的な基金の積立てが重要であると考えます。白浜町でも、これまでに庁舎整備に向けた基金を積み立ててこられているとのことですが、当初の計画どおり積立てができているのか、また、現状は幾ら積立てができているのか、お伺いします。

○議 長

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ご質問いただきました庁舎等整備基金につきましては、平成27年度より原則の取扱いとして、毎年1億円の積立てを行うこととしておりましたが、これには毎年度の財政上の事情を考慮した取扱いをすることとなっております。令和2年、令和3年度は、基金への積立てをすることができておりません。また、途中で庁舎等整備基金の取崩しもございまして、令和6年度末の基金残高は6億7,281万5,091円となっております。また、本庁舎耐震対策庁内検討委員会で検討されました財源につきましては、庁舎建設を行う場合、5億7,000万円から7億5,000万円程度の庁舎整備基金を想定していたところでございます。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

近年の円安を背景とした資材価格の高騰に加え、人件費の上昇や建設業界全体の人手不足、建設業界を取り巻く環境は大きく変化しております。現在では当初見込んでいた建設費の前提やスケジュールが現在に沿ったものなのか、一度立ち止まって見直す必要があるのではないかと考えます。

そこで、当初の建設コストの見通しについて、現在の状況を踏まえた見直しについてはどういうふうに考えているのか、お伺いします。

○議 長

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいまの堅田議員ご指摘のとおり、本庁舎耐震対策庁内検討委員会において、事業の試算を行ってからもう10年以上が経過しようとしてございます。その間、物価や人件費の上昇もあり、建設費用等の想定もしておりました平成26年当時と状況は大きく変わってきて

ございます。今後は、本庁舎、富田事務所、日置川事務所の現状施設の整理と統廃合に関する検討や、必要な機能、規模を整理した上で、再度概算事業費の算定を行うなど、まずは庁舎整備についての基本計画の策定見直しを図っていききたいというふうに考えてございます。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

庁舎建設に当たっての財源についてですが、当初の用地取得、建設費用なども一般財源の負担の軽減となるよう、補助金、起債の発行、庁舎整備基金などの計画についても変化しているものと思われるので、改めて見直す必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長

番 外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

庁舎建設に当たりましては、財源が大きな課題というふうになってございます。

庁舎建設に当たっては一般財源の負担の軽減となるよう、国県補助金の活用や、起債事業、庁舎等整備基金の計画の見直しは当然必要でございますけれども、それ以外に、公共事業以外の手法として、全国的にも事例は少ないんですけども、PPP、PFIというような官民連携事業の検討も行ってまいりたいというふうに考えてございます。

これは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図るものであります。具体的には、金融機関、小売店、飲食店、宿泊施設等の複合施設なども事例に挙げられておりますけれども、このほかに様々な方法もございます。

官民連携事業を行うことによって、財政負担も少なくなりますので、1つの方法として検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

町にとって庁舎は、最重要施設としての位置づけの下、安心・安全の確保できる庁舎、すなわち町民が安心して訪れ、相談し交流し、また、災害時には行政機能を維持するための拠点として極めて重要な施設であることは言うまでもありません。

今回の質問で、平成25年に設置された本庁舎耐震対策庁内検討委員会の報告にあった耐震補強は、平成28年に耐震改修工事が完了し、構造上の安全性が確保されたということでした。

しかし、速やかに建て替えを行うという点については、財源の問題、建設候補地の選定、そして富田事務所、日置川事務所など、現状施設の整理と統廃合を検討した上で庁舎整備を進めていくということから、10年が経過した現時点でも具体的な整備方針が決まっていないということでした。

最初に質問しました庁舎の役割は、役割や機能の重要性からも早急な新庁舎建設が必要であると考えます。委員会での方針が十分に進められなかったということは事実として受け止めていただき、今後も引き続き建設に向けて前向きに議論し、同じ轍を踏むことのないよう進めていただきたいところです。

最後に、町長の新庁舎の建設に対する決意をお伺いして、私の質問を終わります。

○議 長

番外 町長 大江君

○番 外 (町 長)

いろいろ、るるご質問いただき、ありがとうございました。問題点の認識というのは同じだと思います。

私の方向性ということではありますが、まず、前任者が出した方向性というものとは違う方向で今考えております。先ほど基金の話もありましたけれども、やはり我々が今ある体力の中でどういうものを造っていくのか。ただやっぱり役場というのは、その町のそれぞれの自治体のランドマーク的な施設であるというふうに思っております。0.8という耐震性でありますけれども、私は0.8というのはどこまで信頼性がある耐震性なのかといいましたら、ときどき冗談半分ではちばち倒れるんだと、ぼちぼち倒れる間にやっぱり逃げなきゃいけないのだと、そういうことからすれば、職員の皆さんも、あるいは訪れてくれる町民の皆さんも、やっぱりここに来た瞬間、地震が起こったときに被害に遭われるということを想定しながら、これからはまさに時間との競争になります。

日置川事務所、富田事務所そしてこの本庁舎ということでもありますけれども、先ほども答弁にあったと思いますけれども検討委員会、副町長をキャップに、今までは限られた管理職であったんですけれども、14名の課長全員に入っていて、やはりそれぞれの立場でお互いが研究をし、あるいはまた考えをまとめていこうということでもありますけれども、最終的には私自身の最後の判断になると思います。

その中で、来年の2月の定例会には、一定の方向を議会の皆さんに出させていただきたいというふうに思っております。より具体的に、より我々が実現できる方向性を来年2月に出させていただきたいということを、ここで改めて堅田議員をはじめ、議場の議員の皆さんに申し上げたいと思います。

いずれにしても、今日のこの庁舎に対する質問は、今我々が2月に向かって出しているという方向性に対して、大変背中を押していただきました。ありがとうございます。しっかりと現実味のある、あるいは、議員の皆さんも含めて町民の皆さんが納得していただける方向性を2月の定例会には出したいというふうに思っておりますので、どうかよろしくご協力をいただきたいと思います。ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

もう結構です。私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議 長

以上で、現庁舎の耐震化と新庁舎建設についての質問を終わります。

これをもって、堅田君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

(休憩 11時19分 再開 13時00分)

○議 長

再開します。

西尾議会運営委員長より報告を願います。

8番 議会運営委員長 西尾君（登壇）

○8 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

本日は、1番 廣畑議員まで一般質問を行い、その後、散会することになりましたので、ご了承をいただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。ご了承のほどお願いいたします。

引き続き、一般質問を行います。

通告順2番、3番 小森君の一般質問を許可します。

小森君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は70分です。

質問事項は、1つとして、阪田公園周辺の整備について、2つとして、未来につながる学校教育についてであります。

それでは、阪田公園周辺の整備についての質問を許可します。

3番 小森君（登壇）

○3 番

ただいま、議長より許可をいただきまして、これから一般質問をさせていただきます。

私は今回一問一答方式といたしまして、阪田公園周辺の整備についてと、そして2番目、未来につながる学校教育について、2つをさせていただきます。

それでは、初めに阪田公園周辺の整備について質問させていただきます。

字大阪田一番地の一、これは現在、阪田公園の同敷地内を指す場所ではありますが、白浜美術館をはじめ、白浜会館、白浜球場、町民プール等、ここにはスポーツ施設と文化施設が集約されています。昭和の時代から、町民の健康増進やスポーツ交流をはじめ、文化や歴史、教養を深める施設といたしましても、大変意味のある施設としてここに建立されてきたことだと思います。さらには白浜町を訪れる多くの方々にも利用され、大変親しまれてきたことではなかったでしょうか。

少し歴史をひもときますと、現在の白浜球場周辺は、昭和13年、負傷した兵士の温泉治療を目的とした旧大阪陸軍白浜療養所として開所されました。建設途中に、実は歓喜神社の存在が注目されたとも言われています。その後、昭和25年に療養所跡地の払下げを受け、幾多の整備工事をした後、昭和50年6月より、現代の白浜球場として使用されてきたと、そのように白浜町史には記されていました。また、野球場の整備よりも先立って、教育文化施設といたしましては、昭和41年2月に白浜会館並びに白浜美術館が建築されました。もうおよそ60年ほど前のことでもあります。どちらの施設も60年余りが経過しようとしており、これまでも何度か大がかりな修繕改築事業がなされてきたことと存じます。

特に白浜美術館は、開館当初から国指定文化財などが展示されてきました。昭和44年8月からは、白浜観光協会、現南紀白浜観光協会へ管理が委託され、同協会は、隣接する歓喜神社、阪田神社と一体化する観光客誘致策として取り組んでこられました。しかしながら、60年余りが経過し、施設の内外では経年劣化がさらに進んでいるというのが現状でありま

す。これまでも何度か、諸先輩方の議員が、この施設については度々一般質問等々で問うてきたことだと思います。具体例を挙げれば、屋内のトイレをはじめ、外装、内装の劣化、美術館から歓喜神社への通路など破損した状態、あるいはもう利用することが大変難しくなっている、そういう箇所が随所にあります。そのような状況の中でも、今年は幸いなことに、白浜美術館や歓喜神社を訪問してくださる方々が多く利用して下さったと。そのような施設であっても、少し劣化している施設であってもたくさんの方々が今年は来て下さったと、そのような報告も受けています。

字大阪田一番地の一として、長年、町民をはじめ、多くの方々に大変親しまれてきた現状の同施設に対して、町はどのように受け止められていることでしょうか。初めに、当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

小森君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君（登壇）

○番 外（町 長）

小森議員にお答えをしたいと思います。

ただいま阪田公園及び周辺の施設の整備についてのご質問をいただきました。私も町長就任以来、何度か現地にも行かせていただいたんですけども、かつてはそれなりの集客もあり、観光客の皆さんも含めて、地元の皆さんの憩いの場、癒やしの場にもなっていたというふうには承知しております。ただ、実は来年、ご存じのように11月に育樹祭が開催されます。阪田会館を中心に、秋篠宮皇嗣同妃両殿下がお越しになられて、今着々と県が中心になって、我々も開催地ですから準備を進めているところであるんですけども、その中であの周辺を先般も見たときに、果たして今の時代にいいのかどうかという、実はそぐわない建築物もあります。

私は、観光協会が今管理をしてくれているんですけども、私は来年、一時的に2日間にわたって全国から多くの方が来られる中で、周りを散策したときに、かつて三重県に秘宝館というの也有着て、なかなかいかげんなものかというようなものも展示されておられたように聞かれます。それと変わらないものが今あるわけです。だからやっぱりそういうのは撤去していくということは、私は観光課にも申しておりますし、もっと今の時代の中で文化的な面、あるいは周辺の公園のことも言われてスポーツの面、やり直しの時期が既に過ぎているんじゃないかと。その中で、先般、大規模な訓練をさせていただきましたけれども、あの球場も、今合宿ということをお願いしてもまともに、例えば大学あるいはプロ、小学生ぐらいであればあの大きさはいいんですけども、非常に中途半端ですよ。

だからそういうことも含めて、全般的に見直しをしていこうということでやっていっているところでもあります。私はやっぱり大きく変えていかなければいけない。もう本当に申し訳ないですけども、今の子供たちの体力とか子供たちのスポーツ能力を考えたときに、あの手狭なところでいいのかどうかというのも考えてあげなければいけない。そういうことを全般的に見た中で、今後、阪田公園、それで今言われました阪田神社あるいは歓喜神社の見直しというものを今後やっていきたいというふうに思っております。

○議 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

私のほうからは、白浜美術館についてご質問がありましたので、お答えをさせていただきますと思います。

先ほど議員のほうからもありましたとおり、白浜美術館は昭和41年2月に、草堂寺の障壁画などを展示物として開館し、昭和44年8月より、観光誘致策として当時の白浜観光協会に管理委託を行い、以降は、現在のようなチベット仏教の貴重な秘仏を中心とした展示内容となっております。また、平成18年7月からは、創設された指定管理者制度により、当時の白浜観光協会を指定管理者に指定し、現在に至っております。

白浜美術館はこれまで町内唯一の公立美術館として多くの皆様に来館をいただいておりますが、先ほどからもありますように、開館から約60年が経過し、都度補修を実施するなど必要な対応を取ってきたところでございますが、近い将来抜本的な対応が必要になるというふうに認識をしております。

○議 長

3番 小森君

○3 番

先ほど、町長と観光課長から答弁をいただきまして、もう町長の答弁をいただきましたら、もう続きの質問はどうかなと思うんですけれども、通告していますので、2番目の質問にいきますけれども、やはり今の時代になかなかマッチしているかどうか。要するに検証ですよ。もう検証する段階、時期が過ぎているというふうには思うんですけれども、やはりでも現実、建っていることは事実なので、そこをどう今後考えていくかということが大切じゃないかなと思います。

2番目の質問といたしまして、阪田公園周辺の公共施設等の将来設計です。先ほど町長の答弁にもそういうところが随所におっしゃっていただきましたけれど、やはり今後、この現実建っている施設をどうしていくのか、ここがやはり大事になってくると思います。

何度も言っていますように白浜美術館は昭和44年に、今の南紀白浜観光協会へ委託されてきた施設ではありますが、元来はやはり町の公共施設であるということには変わりはないと思っております。また、観光協会が管理している歓喜神社にしましても、昭和30年の阪田山発掘調査より発掘された古代遺跡、1300年以前の女性と男性の性器のレリーフが刻まれている、そういうものがご神体として祭られてきました。そういう歴史ある神社であります。町として歓喜神社の修繕に関わるということは大変難しいことであるということは、私も十分理解し、承知しておりますが、長年白浜町の観光名所として親しまれてきたこれらの施設に対して、観光協会のほうから、今まで何度も相談があったということは私も重々承知しております。

そこで、白浜美術館をはじめ、阪田公園内には多くのスポーツ施設や文化施設が建立されています。どの施設も修繕や改築はされてきたものの、かなりの耐用年数を刻んでいることも事実です。例えば町民プールにいたしましても昭和52年に開設され、コロナ禍以降、経年劣化のためまだに開設はされていません。そのままプールをこの状態で置いておくのか。既にこの周辺の公共施設の今後の在り方、将来設計なるものを構築するときが来ていることではないでしょうかと、先ほど町長からも答弁がありました。

町として今後どのような構想を、どのような計画を立てておられることでしょうか。そう

いうところを改めて当局から答えていただきたいと願います。

○議 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

まず、白浜美術館でございますけれども、先ほどからのご質問等にもありましたように、かなりの築年数がたっているということから、また、現在の指定管理期限が今年度末となっていることから、隣接する歓喜神社につきましても、行政が何かというところは大変難しいんですけれども、敷地内にあるという形になってございますので、歓喜神社を含めた今後の美術館の方向性を導き出すために、指定管理の期間を2年間とした指定管理の議案を今議会に上程させていただいているところでございます。

また、現在休止してございます阪田町民プールにつきましては、再開には多額の修繕費が必要なことや、また、近隣各小学校にはそれぞれプールが設置されていることなど、阪田の町民プールが開設された当時と大きく状況も異なってきていることから、現在担当課としましては、町民プールとしての再開を検討するのではなく、通称温泉街と言われる役場を中心としたこの地域に関しましては、気軽に利用できる広場がなく、イベント等を企画した場合には、旧空港であるとか白良浜が会場となり、そうなった場合、広さであるとかいろいろな点でニーズとのミスマッチとなり、なかなかイベントが開催できないというようなことも発生していることから、気軽に利用できる多目的イベント広場などに転用できないかと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

3番 小森君

○3 番

今、観光課長より答弁いただきまして、ありがとうございます。この指定管理の南紀白浜観光協会については、ここで問うことはできませんので、また後日、議案の中で改めて問わせていただきます。いろいろとその構想について考えてくださっている、これは本当に感謝なことでございます。

そうすると、やはり大切なのは、それをするにしてもどのように財源をつくっていくかということが、やはり一番の大切な問題であると思っております。

3番目の質問として、財源の確保をどうすべきかということで、質問させていただきます。

今年の6月です。去る6月定例会において私は、公共施設等総合管理計画の今後の取組についてという一般質問の中で、公共施設の維持管理、整備に係る新たな基金を創設することが重要ではないかと、そのように提言させていただきました。午前中も同僚の堅田議員が基金についての質問を何度かされてきました。その中で、今、白浜町としては26の基金が設けられています。でも、それぞれやはりどの基金も自由度が低くて、その事業に合った基金の意味合いが強いので、じゃあ、これに用いましょうというのは難しいと思うんですね。唯一、ある程度できるとしたら財政調整基金とか地域振興基金とか、限られた基金でしか、こういう自由度のきく使い方って難しいと思うんですね。

だけれど、私は6月のときに、それだったらこの公共施設そのものについての更新にしても除却にしても、整備するについての基金をやっぱりつくるべきじゃないかというふうに提

言させていただきますけれども、その後、半年近くたちますけれども、当局内で何らかの協議や取組がなされてきたことでありましょうか。当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

公共施設の維持管理、整備に係る基金の創設につきまして、令和7年第2回定例会において小森議員よりご質問いただいております。

その中で、基金により将来の整備のための財源を確保するという必要性は認識しており、既存の基金の再編、統廃合を含めて検討させていただきたいというふうに私のほうで答弁させていただいた記憶がございます。

厳しい財政状況下におきましても、公共施設の維持管理や更新に必要な財源を中長期的に確保していくための方策といたしまして、基金を活用していきたいというふうに考えており、公共施設の整備を目的とした基金につきましても、既存基金の再編、そして統合も含めた基金全般の見直しを検討していく必要があるというふうに思っております。今現在も、そういうところを精査してございますので、今後見直し等が決まりましたら、改めて議会にご提案させていただきたいというふうに思いますし、また、なかなか一気に進まない面もあると思いますので、そういう見直し等ができる範疇のことから進めていきたいというふうに思っております。

○議 長

3番 小森君

○3 番

財源の確保というのは本当に、特に今のご時世は大変厳しいと思います。町長をはじめ、職員の皆さんもご存じのように、全国千七百数か所の自治体では、やはり今後2年、3年先、財源の見通しがつかないと、そういう自治体が、増えてきています。特に早急に取り組まなければ、これまでどおりの行政サービスというか、行政運営がもうかなりきつくなっている。それはもう先ほど基金の中で少し触れさせていただきましたけれども、一番自由度の高い財政調整基金の取崩し、その自由度の高い基金の取崩しが、全国の自治体でかなり多く見られてきております。

ですけれども、先ほど課長がおっしゃったように、そういうことも含めて、今後基金の再編といたしますか、もう少し自由に使えるような基金の在り方を早急に考えていくと。それは本当にぜひ進めていただくことで、この阪田周辺だけじゃなく、町内には本当にたくさん公共施設等々がまだまだたくさんあります。できれば本当に、すぐにでも何らかの更新とか除却にしても取り組まなければならないと思うんですけれども、一挙にいけないので、何とか進めていただけるような形で取り組んでいただきたいと思います。

そこで最後に、やっぱり将来に向けて今後どのようにしていくかということで、最後に質問させていただきます。

今回は主に、白浜美術館の修繕並びに阪田公園内にある公共施設等について触れさせていただきました。これは町内にある公共施設としては、もうごく一部だと思います。現在白浜町は人口1万9,000人を有する規模の自治体でありますけれども、それでもやはり同程度の自治体と比べましたら、かなり多くの公共施設等を有していると思います。本当にどこ

から手をつけていけばいいのだろうか、この規模の自治体としてはかなり多く公共施設が存在していると思います。私たちの町もこれからさらに進む人口減少社会を迎えるに当たり、早急に公共施設等の在り方や次世代への負担軽減を目指した総量縮減も含めて取り組んでいかなければならない、そのことを痛切に感じております。

先ほども阪田公園周辺の構想等をお尋ねしましたが、公共施設等の将来構想について、最後に改めて町長から、そのような思いとといいますか、考えを聞かせていただきたいと願います。お願いいたします。

○議 長

番外 町長 大江君

○番 外 (町 長)

再度のお答えになるかもわかりませんが、将来的な公共施設の在り方ということで、阪田公園周辺に限らず我々は今までたくさんの公共施設を有してきました。それはその時代その時代、その時々町民が望むもの、あるいはまた時代が望むものという中で、私は造られてきたんじゃないかというふうに承知をしております。ただ、先ほど申し上げました歓喜神社に今置かれているものも含めて、本当に今の時代、このようなものを持ち続けていいのかということ、そういうことも含めながら、やっぱり我々は整理をしていくという勇気も持たなければいけないと思います。

行政というのは、継続性というものを問われるわけですが、しかしその継続性の中にやっぱり無駄なものがあるのか、要らないものがあるのかということも我々は見直さなければいけないと思います。阪田公園周辺というのは非常に立地的にはいい場所だというふうに思っております。ですから、美術館もそうですけれど、私はもうちょっと観光協会がしっかりしてほしい、本当にそう思います。指定管理を受けてやられているのであれば、もっと積極的に、今の時代、何を、観光客も含めて町民が美術というものに対して求めているのかということ、私はあの美術館の実態を見ていたら、そういうようなニーズにはなかなか応えていっているような施設には思わないんです。ですから、観光協会も含めて、我々は町としてしっかり意見も言っていくし、もう指定管理としてやっていけないんだとしたら、町として我々が整理をするのか、やっぱりどうしていくのかということ、もう私はしっかり前面に出てやっていかなければ、いつまでもこの税金を使って、生き金としてやっていけるんだとしたらいいですけども、私は今見てたら決してそうではないと思います。

貴重な財源を、先ほど基金のお話もされました。午前中は堅田議員からいろいろと専門的な分野で我々も示唆に富むようなことを質問いただいたんですけども、今、小森議員も、基金ということも言われました。ただ、貯金とかそういう使い勝手のいいお金を、やはりどのように我々が運用していくのかということも、今やっていますけれども、そこは小森議員がいつも言われているB/Cですかね、そういうことも考えながら、我々はしっかりこれからやっていきたいなと思います。

いずれにしても、やはり公共施設の見直しというのは、もう既に待ったなしであるというふうに思っておりますので、今後ともまたいろんなご指導もいただきたいというふうに思っております。

○議 長

○3 番

本当に質問の最初と最後のところ、町長のそういう思いといいますか、考えを十分に聞かせていただきまして、本当にありがたく思います。やはり決断と勇気というのはなかなか持っていきそうで難しい、それを表していくのが難しいと思うんです。やはり私としましては2点ありまして、1つはここが字大阪田一番地の一、いわゆる白浜町1-1なんです。それともう1つ、これからの若い世代に負担をやはり残してはいけないと。人口も増えていけば別なんですけれども、恐らく今のこの状況では、どちらかというともだまだ人口が減少していくほうに進んでいくことが思われていますので、できればやはり次の世代に負担を残さないということが、やっぱりどれだけ今の私たちが、勇気と決断を持って取り組んでいけるか、それは先ほどの町長の答弁いただきまして、大変でしょうけれども、町長をはじめ、課長の皆さん、そして職員の皆さんがそういう取組を進めてくださるようお願いして、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議 長

以上で、阪田公園周辺の整備についての質問を終わります。

次に、未来につながる学校教育についての質問を許可します。

○3 番

それでは、2番目の未来につながる学校教育についてを質問させていただきます。

今年の10月27日、東京銀座にある時事通信ホールで開催された第40回時事通信社教育奨励賞の表彰式において、白浜町立日置中学校が創造性に富んだ特色ある教育実践で成果を上げた、そういう学校をたたえる時事通信社教育奨励賞並びに文部科学大臣奨励賞も同時に受賞するという知らせが届きました。既にこのお知らせは地方紙に掲載されていました。この受賞に至った経緯は、総合学習の取組の一環といたしまして、7年ほど前からフリーマガジン「ひきよせ」、日置川地域にたくさんの人を引き寄せるところから「ひきよせ」という題がついたんですけれども、それを発行して地元の魅力を発信する。当初はSNSを活用して発信されていたそうでもあります。それとともに企業との産学連携事業を始めるなど、生徒主体の取組が高く評価されたことに起因します。この取組に関わってくださった卒業生をはじめ、現役の中学生、そして学校関係者や保護者、地元住民の方々の温かいご支援とご尽力、そのたまものであるということを深く思われました。本当に心からお喜びと感謝を申し上げたい次第でございます。

今回表彰された日置中学校をはじめ、総合学習教育として、白浜中学校、富田中学校、そして三舞中学校におかれましても、それぞれの学校において日々すばらしい取組が展開されています。そういう中学生の取組が本当に、今回は日置中学校でしたけれども、評価されたということは、本当に今日置中学校は実際に17名の学生しかいませんけれども、こういう小規模学校にとっては本当に勇気と力が与えられるといいますか、もちろん個人的ですけど、私もその卒業生の1人として、本当にすごいなと率直に思われた次第でございます。今、町内のそれぞれの中学校もそれぞれのところではすばらしい総合学習が展開されております。

しかしながら、昨今、子供たちの環境や学校現場が抱える諸問題は、一向に解消されていないと言わざるを得ません。むしろ、さらに複雑化、問題化していると言っても間違いでは

ないでしょう。具体的に言えば、いじめや不登校児童・生徒の増加、親の経済格差による教育格差の増長、教員の長時間労働と休日出勤、これにはICT活用への対応や、またクラブ活動等々も含まれることと思います。さらには多様化する社会への対応や少子高齢化、人口減少が進んでいる地域社会の形成など、多くの課題と問題が今もなお山積しています。

そこで、平成27年には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、地域の実情に応じて、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱が定められました。白浜町では、平成28年3月に、活力に満ち、心身ともに健やかに育むふるさとしらはまの教育と題して、教育に関する大綱が策定されてきました。これはつまり、白浜町の教育が、目指す方向を示した計画であったと考えますが、現状の学校教育現場や児童・生徒たちの状況について、初めに教育長にお伺いさせていただきます。

○議 長

小森君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 西田君

○番 外（教育長）

ただいま小森議員から、日置中学校の教育奨励賞、文部科学大臣賞をはじめ、町内小中学校の取組についてご紹介をいただきました。紀伊民報でも大きく取り上げておられましたし、今、小森議員からも、それからその記事を見た多くの方々から、大変励ましの言葉、称賛の言葉をいただいております。ありがとうございます。

これらは児童・生徒、教職員の日々の努力の成果であると同時に、支えてくださっている保護者、地域、企業など関係する皆様のご支援、ご協力のたまものであります。この場をお借りして皆様に心より感謝を申し上げます。今後とも学校に対して励ましや協力をこのようにいただけると大変ありがたいです。どうぞよろしく願いいたします。

町内の小中学校では、自分たちが住んでいる地域のことを学ぶことで、地域に対しての愛着を育んでいます。さらに中学校では、企業と連携を図るなどをして、地域課題の解決につながるような取組も進めています。子供たちはそういうような学びを通して地域への誇りを持つようになるのではないのでしょうか。また、各教科においても、基礎、基本を大事に取り扱いながらも、タブレット端末を活用した授業など、チャレンジすることを忘れずに、教員は授業改善に取り組んでいます。

しかし、議員が言われるように、白浜町におきましても、国と同様に様々な課題があることは事実です。各学校が児童・生徒に興味、関心を持たせて主体的に学ぶ場を創造するような取組こそが、子供たちが生涯にわたって学び続ける礎となり、それが教育大綱の基本方針「豊かな心を育むまちづくり」につながるものだと考えております。その方向性を明確にして、課題を少しずつ改善していきながら、各学校にはさらなる進化を図ってほしいと考えております。

○議 長

3番 小森君

○3 番

今、教育長から答弁いただきまして、ありがとうございます。もう少し日置中学校のことで個人的に言わせていただきましたら、こういう取組が企業との連携につながっていくとい

うことで、昨今は日置中学校でブルークレジット、カーボンクレジットといたしまして、アマモの養生を通して海の森構想みたいな取組にもつながっております。そこは明日一般質問される正木議員から少し詳しくされると思うので、私のところはここで終わりますけども、そういう取組の広がりがあります。これも非常に素晴らしいことだと私は思いますので、ぜひ本当にこの町内の小学生をはじめ、中学生の学びの体験を、どんどんこれからも広げていただきたいと思います。願っております。

それでは、2番目の質問、先ほども触れましたけれど、総合教育会議の取組について質問させていただきます。

先ほどの地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、地方公共団体の首長と教育委員会が教育政策について協議、調整する会議体が設置されています。その会議では主に教育委員会制度改革と教育に関する大綱の策定が新設されました。白浜町におきましても、第一次白浜町の教育に関する大綱が平成28年3月に、そして第二次が令和2年8月に策定されています。この大綱の初めに、町の教育の基本理念が掲げられています。その冒頭ではまちづくりの基本は人づくりであると。その観点に立ち、住民一人一人が夢と希望を持ち、お互いの個性を尊重し、思いやりの心を持つとともに生きる社会づくりを進めていくことが求められています。

さらに白浜町においては、家庭、学校、地域が一体となって、次代を担う子供たちの自主性と創造力を培い、豊かで健やかな心と体を育てる教育の充実を目指します云々と、そのように掲げられています。

今後の総合教育会議の実施について、当局はどのようにお考えでありましょうか。答弁を求めます。

○議 長
番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

総合教育会議に関するご質問をいただきました。

総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、首長と教育委員会とで構成される会議となっております。町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本町の教育課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために設置するものでございます。

会議の開催については、本町では、過去に4回開催してございまして、いずれも、主に白浜町教育に関する大綱の制定に係るものでございました。令和9年度には、第2次白浜町長期総合計画における10年の計画期間が終了を迎えることから、新たな計画の策定に取り組むべく進められており、それに伴い、教育大綱の見直しも必要となります。

いずれにしましても、首長部局と教育委員会が重点的に講ずべき施策等についての協議、調整が必要であり、その方向性を共有し、一致して執行することが重要であると思っておりますので、今後におきましても、必要に応じ、会議を開催したいと考えてございます。

以上です。

○議 長
3番 小森君

○3 番

それでは3番目の質問に移ります。

3番目は、現状の諸課題や諸問題への対応というテーマで質問をします。

最初の質問でも触れましたが、現在子供たちを取り巻く環境は多くの課題や問題が山積しています。ここで全ての項目について質問することはできませんが、喫緊の課題を1つ挙げるとすれば、まず、不登校の問題があります。

コロナ禍の影響もあり、全国的に少子化が進んでいます。白浜町におきましても、コロナ禍以前と以後では予測していた出生数がかなり減少していることではないでしょうか。それと比例して、小学校の児童及び中学校の生徒数も年々減少傾向が続いています。それはそうですね、生まれてくる子が少なくなれば、その子供たちが6年後、さらには、12年後ですか。小学校、中学校に行くわけですから、やっぱり学生数も減ってきます。

しかしながら、先日の和歌山県の調査報告書では、児童・生徒数は減少しているが、いじめや不登校はむしろ増加しているという報告がありました。

昨年、2024年度の公立小中学校及び高校では過去最多の3,017人であったと報告されています。特に小中学校では、前年度対比で増加しています。町でも不登校児童・生徒への取組は丁寧にされてきたことと存じますけれども、実際のところはどうでしょうか。例えば、不登校児童・生徒が増加し対応する教師や相談支援員が不足しているのではないかと。不足しているのであれば当然それに対応する機会も難しくなってくると存じますけれども、当局の答弁を求めたいと思います。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

議員からご指摘がありましたように、本町でもいじめや不登校児童・生徒については、大きな課題と考えてございます。

特に、不登校児童・生徒につきましては、ここ数年の割合で見ると、増減はありますが、少しずつ増えてきているのが事実でございます。不登校対策として、ふれあいルームに相談員を、また、不登校児童生徒支援員や心の教室相談員、スクールカウンセラー等を配置することで、児童・生徒への心理的支援を行っております。

ほかにも、生徒が教室での授業に戻りやすいように、学習の支援もしております。

また、各学校では、放課後などを利用し、ケース会議等を開き、関係機関との連携を図りながら、課題を抱えている児童・生徒のアセスメントを実施し、様々な環境等の改善にも努めております。

そのような状況の中においても、先ほど申し上げましたように、不登校児童・生徒の割合が増えているのが現状でございます。不登校児童・生徒を支援するためだけでなく、諸課題に対応する職員の数は十分ではないと認識しており、県には、不登校児童生徒支援員を町には特別支援教育支援員を増やしていただきたいとお願いをしているところでございます。ただ、不登校児童・生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すよう、各学校では、アセスメントから考え、それぞれの児童・生徒、また、家庭にアプローチしていることを申し添えます。

以上です。

○議 長

3番 小森君

○3 番

対応策といたしまして、仮に教師や相談支援員が不足しているとするならば、やはりそこに増員して手厚くすることで、これは教育の基本理念の目指す方向として、確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、生きる力の育成を目指した学校教育の実現を表すことにつながることはないでしょうか。そのところを当局の答弁を求めたいと思います。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

子供たちは多くの方から見守られたり認められたりしていると感じることで、心理的安全性だけでなく自己有用感も高まってきます。そのような学習環境の実現が、議員がおっしゃる確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、生きる力の育成を目指した学校教育の実現にもつながると考えてございます。

○議 長

3番 小森君

○3 番

本当にいじめや不登校問題本というのは、いつの時代も、本当に重要な大切な問題でありますから、少しでも子供たちがそういう不安な思いから解消、解決されるように、ぜひ取り組んでいていただきたいと願いますし、できればもし先生方や相談支援員の方々の負担も大きくなれば、やはりそこに増員という形で手厚くフォローしていただくことが、また、子供たちの健やかなそういう学校環境というか、教育環境につながっていくと思いますので、ぜひお願いしたいと願います。

もう1つ、具体例を挙げさせていただきたいんですけど、やはり国際交流の推進ということをおっしゃっていただきたいと思っております。

第一次の大綱から第二次の大綱へと改定する際、国際交流の推進という基本方針が新しくこの大綱の中には掲げられました。そこでは、グローバル化の進展に伴い、国際感覚に優れた人づくりやまちづくり、国際性に富んだ地域社会の創造に向けた取組を推進しますと掲げられています。昨年、市内の中学生が、ハワイの姉妹都市へ研修旅行に行っています。昨年に続き今年度も無事開催されましたことは、人材の育成並びに国際交流の充実を考えていけば、非常に素晴らしい取組であると私は考えております。この取組をぜひ今後も継続していただきたいし、これまでも開催されてきた韓国の姉妹都市との交流、あるいは台湾との関係性を今後重要視していくならば、台湾の中高級学校との交流なども含めて十分考察していただきたい。

つまり、ハワイは少しちょっと距離的には遠いんですけども、こうしたアジアの近隣諸国との学生交流を広げていくことで、私たちの住む白浜町が本当に国際観光都市として、開かれていくことではないでしょうか。町の子供たちに少しでも世界の様々な国や人々に触れる機会をたくさんつくっていただきたいと。国際感覚に優れた人づくりやまちづくりにつながっていくことではないでしょうかと私は強く思うわけです。そこで当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

本町では、平成12年の白良浜と米国ハワイ州ホノルル市のワイキキビーチとの姉妹浜提携を機に、平成16年に同市と友好都市提携を行ったのをはじめ、平成21年には大韓民国果川市と、平成29年には大韓民国泰安郡と友好都市提携を行い、使節団による相互交流や町内中高生による教育交流などを通して、友好親善と国際理解の推進を図ってまいりました。今後も、姉妹都市等との交流を通じ、国際理解を深める取組を進めていくことで、国際感覚に優れた人づくりやまちづくりにつながるよう、進めていきたいと考えてございます。

○議長

3番 小森君

○3番

この国際交流の推進について、また対応策として質問させていただきたいと思えます。

国際的に活躍できる人材を育成していくとなれば、当然学校教育の環境整備も同時に進めていかなければなりません。現在、新学習指導要領では、小学校3年生から英語授業が必修化されていますけれども、白浜町では現在2名のALT（外国語指導助手（））が配置されています。その2名の先生が、英語の指導助手ですけれども、町内にある各小中学校を、白浜町は多分14校ですかね、巡回して子供たちに英語の授業を展開してくださっています。私は国際的に活躍できる人材育成を推進していこうとするならば、2名ではやはり少ないのではないかなど、そう思えてならないわけです。できればもう少し増員していくことで、児童や生徒たちが身近に英語や国際感覚に触れる機会がもっともって増えていくことではないでしょうか。そうすると、小学生たちが進学、成長していくにつれて明確な目標を持てることにつながっていく。例えば中学生になったら、今度はハワイや韓国の姉妹都市を訪問しようとか、そのような明確な目標が小学生の間から芽生えていくんじゃないだろうか、そのように思うわけですが、当局の答弁を求めます。

○議長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

外国語指導助手（ALT）は、児童・生徒の単語発音や国際理解教育の向上を目的とし、授業補助をしております。外国語教育指導者を英語面でサポートし、生きた英語の提供を行うことが、児童・生徒同士の関わり合いだけではなく、外国人に対するコミュニケーション意欲や学習意欲の向上につながっております。ALTが授業に参加することで、英語を使って話したい、英語で伝えたいという気持ちが育つとともに、必然的に英語での会話の場面が生まれてきます。

現在、町内には2名のALTを配置していただいております。今現在、小学校が9校、中学校が4校なので13校になってございます。それらで外国語を学ぶモチベーションを上げながら、英語によるコミュニケーション中心の授業展開を行っております。白浜町でも将来、国際社会や地域社会で主体的に行動し、コミュニケーションを図る子供を育成していきたいと考えております。議員のおっしゃるとおり、ALTが増えると、児童・生徒が外国の方と触れ合う機会も当然増えるというところになりますので、外国人に対してのコミュニケーション意欲や外国への関心もさらに高まることと思っております。

○議 長

3番 小森君

○3 番

すみません、先ほど私の質問の中に、小中学校14校ではなく13校でした。教育次長から指摘いただきました。ありがとうございました。

その事例といたしまして、1つちょっと自治体を紹介させていただきたいと思います。

茨城県境町という町があります。ここは人口約2万4,000人でして、子育て支援日本一という目標を掲げており、移住政策の目玉の1つに「英語移住しませんか」があります。ほかの自治体よりも英語教育を推進し、保育園から英語教育に取り組んでいる、そういう自治体があります。さらに市町内の小中学校ではALTが複数人配置されており、毎年無料でハワイの姉妹都市へホームステイが実施されているようです。この境町は短期間でふるさと納税を増やし、財源が豊かにあるからこそ、このような取組ができています。しかし、町長や町の教育に関する理念や方針が定まっていないと、決してこのような取組が展開されるとは思いません。ほぼ同規模程度の自治体である白浜町でも同じ取組は難しいかもしれませんが、このような環境づくりに近づくことができるのではないのでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 教育長 西田君

○番 外（教育長）

教育に関する環境づくりについてご質問をいただきました。

白浜町も特色のある教育を行い、白浜町に住みたい、白浜町で育てたいと思っていただける教育を進めていきたいと思っております。

その1つが外国語教育です。

国でも、今は外国語教育がかなり困難を極めていると。それは主には小・中の接続です。今指摘のあった国際交流の面もかなり自治体によって差はある現状です。この本町におきましては、まず小中学校が連携して9年間の見通しを持った外国語教育を行っていくことが、まずこれが重要であると考えています。今年から小学校と中学校の外国語教育の接続がスムーズに行われるように、教員を中心にした有志の会を立ち上げました。ここでは、児童・生徒が主体的に行動し、コミュニケーションを図る子供を育成するための取組を考えています。視察にも行って学んでいる状況があります。また、昨年度から本年度においても、ハワイへ海外派遣研修に生徒たちが行かせていただいております。この海外派遣研修をきっかけに、ハワイの中学校との姉妹校提携を行うことができました。このような取組が外国語教育の充実につながり、児童・生徒の国際感覚を養っていくと信じております。

今年も15名の生徒が行きました。私も同行いたしました。ホノルル市庁舎、日本国総領事館への表敬訪問、Princess Ruth Ke'elikolani Middle Schoolとの交流、ホームステイ、パールハーバーの訪問、ワイキキの探検、エコサイクル体験ツアーなど、単に交流するだけではなく、自ら英語を使って何事にも積極的に関わろうとする姿が、実はそこにはありました。各校、それぞれの学校の取組をプレゼンしたり、例えば日置川小唄、これはハワイの学校でハワイの子と一緒にみんなが踊る、そういう場面もありました。こういった活動が生徒の価値の変容もしくは行動の変容につながってい

くんだというふうに私は思っています。

また、帰ってきてからですが、報告会も行いました。文化祭でもプレゼンテーションを行っております。オンラインでの交流も始まっております。そんな経験を同じ学校の仲間に発信したりして、来年は自分が行ってみたいとか、こんな学びをしてみたいとか、そういう影響を与えるんじゃないかというふうに思っています。この事業が、行ってみたいとか関わってみたい、学んでみたいと、そういった当事者意識を生み出す、未来の人材育成につながる白浜町独自のすばらしい事業というふうに考えております。

これからの社会を考える中で、次世代の育成は不可欠でございます。教育委員会としましては、少しでも充実した学習環境を整えていけるよう進めていけるよう、同時に、このような教育の実現が白浜町に住みたい、白浜町で育てたい、白浜町で学びたいという家庭が増えていくことにもつながると考えております。

○議 長

3番 小森君

○3 番

それでは最後に、未来につながる学校教育ということで質問させていただきます。

まちづくりの基本は人づくりという教育の基本理念が掲げられています。平成の大合併から白浜町も今年で20年を迎えています。次の2026年度からは、町の第三次白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が予定されています。少子高齢化、人口減少が予想されている我が白浜町におきましても、やはり10年先、20年先を見据え、この町の子供たちや若い世代の方々にとどのような豊かさやすばらしさを伝え、継承していけるのだろうか。私はこの節目の年を迎え、町の将来に向けて今現在大きな岐路に立たされているように思えてなりません。今回は教育の一部分にテーマを絞って一般質問させていただきましたが、未来に向けて、私たちの町の教育は一体どのような方向へと向かって歩もうとしているのでしょうか。もし何か構想のようなものがありましたら、最後にお答えいただきたいと願います。

○議 長

番 外 教育長 西田君

○番 外（教育長）

今回、小森議員にこのように教育に対してご質問いただいたことを、大変ありがたく思います。

さて、未来につながる学校教育についてですが、ここで1つ問いかけをさせていただきます。人はどのようなときに生まれてきてよかったと感じるのでしょうか。ときに思いどおりにいかなかったり理不尽なことがあったり、そういうこともあるかもしれませんが、自分が大切にされているというふうに実感ができたときとか、自分のよさや可能性に気がついたときとか、そして自分の力で誰かの役に立てたというふうに感じたとき、そういうときではないでしょうか。つまり、自分はここにいていい存在だ、自分にもできることがある、自分は誰かに必要とされている、その実感こそが人の生きる力の源であるというふうに考えています。一人一人は誰ひとりとして代わりのいないかけがえのない存在です。教育とは、そういう自己肯定感、自己効力感、自己有用感といった一人一人の自尊感情、そういったことを大切にしながら、他者とつながりながら自分らしく社会の中で自己実現を図れるよう、生きて

いく力を育む営みであると私は考えています。それは教育基本法に示されている人格の完成、これを目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を育むという理念とも重なっています。

白浜町が掲げるまちづくりの基本は人づくりということは、もうまさにこの考え方に立脚をしたものです。

議員ご指摘のとおり、現在、情報化、A Iの進展、少子化の進行など、子供たちを取り巻く社会環境は大きく変化をしております。仕事の在り方や価値観も多様化し、終身雇用が前提ではない時代となりました。こうした社会の中で子供たちがしなやかにたくましく生き抜く力をどのように育てるのが、今、教育に問われております。

白浜町の学校教育では、子供一人一人が持つ力を最大限に引き出し、伸ばすことを基本に据えて取り組んでまいります。その大前提として、教職員が子供と真正面から向き合い授業の質を高め、研修に取り組む時間を確保することが、これが不可欠です。そのため、学校業務の精選、施設設備整備の外部委託、部活動の地域展開、行事の見直しなどを進め、教職員の働き方改革、これは教育の質を高めるための改革であるという認識の下に引き続き取り組んでまいります。学びの中身につきましては、読み・書き・計算といった、基礎的、基本的な学力を全ての子供が身につけられる、そういったことを大切にすると同時に、横並びではなく、一人一人の得意や関心を見つけて伸ばす学びを重視してまいります。その一環として、1人1台端末を活用したプログラミング学習、A Iドリルなど、個別最適な学びの充実にも図ってまいります。学校のみならず、家庭ともつなぎながら、自ら学ぶ力を育ててまいります。

先ほどの外国語学習につきましても、単なる知識の習得にとどまらず、コミュニケーション力や多様な価値観を理解する力、地域や地球規模の課題に向き合うための手段としての学びを大切にして、国際交流についても、子供たちの関心や視野を広げる貴重な学びの機会として推進してまいります。

特に小学校から中学校への学びの円滑な接続については、今後一層力を入れて取り組んでまいります。

また、地域に根差した学びは、子供たちが持続可能な社会を自分事として捉える上で極めて重要です。町内全ての小中学校において、地域や企業とつながるE S D、持続可能な発展のための教育というふうに言いますが、これを推進して、義務教育9年間を通して社会とつながる学びを育ててまいります。ふるさと白浜を誇りに思えること。学んだ学校を誇りに思えることが、将来を担う子供たちにとって大切であると考えております。

さらにいじめや不登校への対応につきましても、これも極めて重要な課題です。何よりも当事者の思いに丁寧に寄り添い、関係機関と連携しながら、誰ひとり取り残さない支援を粘り強く続けてまいります。

議員ご質問の未来につながる学校教育についてであります。まさに今、白浜町は、次期総合計画の策定を控え、将来のまちの姿を見据えた教育の在り方が問われる重要な節目に立っていると認識をしております。今後は町として、教育の方向性を、総合教育会議をはじめ、教育大綱や教育振興計画の在り方も含めて改めて整理をし、議会の皆様とも丁寧に意見を交わしながら、未来につながる白浜町の教育の姿を明確にしてまいりたいと考えております。

以上、議員のご質問にお答えするとともに、町の将来を担う子供たちが、生まれてきてよ

かったと、そういうふうに見えることを支える教育の実現に引き続き全力で取り組んでいく決意を述べ、答弁といたします。

○議 長

3番 小森君

○3 番

本当に最後に、教育長からすばらしい今後の教育の在り方、構想についてお伺いしました。ぜひ白浜町に生まれる子供たち一人一人が、ここに生まれてよかったと思えるような自己肯定感、そういうふうな育む教育につながっていただきたいことでもありますし、また、そのためには、ぜひ町長、教育にこれまでもたくさん予算を配分していただきましたけれども、ぜひ今後もまた子供たちのために、そのような思いを強くそういうところに反映していただきたいと願っております。

それでは、私の一般質問はこれにて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

以上で、未来につながる学校教育についての質問を終わります。

以上をもって、小森君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

(休憩 14 時 10 分 再開 14 時 15 分)

○議 長

再開します。

通告順3番、1番 廣畑君の一般質問を許可します。

廣畑君の質問は、分割方式です。通告質問時間は50分です。

質問事項は、1つとして、農業振興について、2つとして、補聴器購入への補助をであります。

初めに、農業振興についての質問を許可します。

1番 廣畑君（登壇）

○1 番

それでは質問させていただきます。農業振興についてということでもあります。

昨年からの米不足と米価格の高騰、野菜や肥料、農薬、農業資材などが値上げされ、米価格は高止まりしています。11月28日、農林水産省は5年に1度の農林業センサスを実施し、その結果を発表していることから、参考にして質問をいたします。

2025年農林業センサス結果の概要を発表してございますが、報道によりますと、仕事として主に自営農業に従事する基幹的農業従事者が、5年で34万2,000人減少し、102万1,000人になったとのことでもあります。高齢化による引退や、資材価格の高騰での離農が加速しています。

基幹的農業従事者は、年齢構成の全階層で減少、29歳以下は1万3,000人（2020年比3,000人減）、30歳から39歳は3万9,000人（同1万1,000人減）、40歳から49歳は7万7,000人（同4,000人減）、50歳から59歳までは9万9,000人（同2万8,000人減）、60歳から64歳は8万4,000人（同5万6,000人減）、65歳以上は71万人（同23万9,000人減）であります。平均年齢は67.6歳でした。基幹的農業従事者は2024年には111万4,000人で、2000年の2

40万人から半数以下になっています。

和歌山県全体の基幹的農業従事者は、2010年は3万6,121人（前回は2,470人減）2015年は3万2,500人（同3,621人減）、2020年は2万7,202人（同5,298人減）、2025年は2万2,839人（同4,363人減）、平均年齢は67.1歳、年代別では70代前半が最多の4,259人、次いで70代後半の3,919人、60代後半の3,348人、60代以上は11万7,324人で、全年代の76%に上ります。50代未満は2,813人で12%にとどまるということでありました。

一定規模以上の農林産物の生産などを営む農業経営体の数は1万5,299で、10年前より29%減、このうち個人経営体は1万5,105で29%減、法人など団体経営体は1,942で24.14%増えました。農業経営体を耕作地面積別に見ると、3ヘクタール未満を耕作する経営体の割合は減少しましたが、3ヘクタール以上では増加、中でも5ヘクタール以上は72%増の170となりました。

農産物販売額（年間）の規模は、5年前と比べると1,000万円未満の割合が減少した一方、1,000万円以上の割合が増加中、でも5,000万円以上1億円未満の経営体は85%増え、72となりました。1億円以上の経営体も39%増え、5億円以上も7経営体ありますとの報道であります。

今回、白浜町の基幹的農業従事者数は1,933人で、5年前から85人減り、10年前より1,966人減っています。また、平均年齢は68.5歳となっています。

さて、こうした農林業センサスの概要結果から、全国的に農業従事者人口が大きく減ってきています。また、町の農業従事者も大きく減っていますが、このような実態から、町としてどのように農業の振興を図っていきますか。

農林業センサスで言うところの5ヘクタール未満の農家や、もっと経営面積の小さい兼業農家を育成していくことが大切であると思います。米作の自給にとって、さらに地産地消も大切と思いますが、いかがですか。このことをお願いします。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君（登壇）

○番 外（町 長）

廣畑議員の質問にお答えしたいと思います。

廣畑議員から農業振興についてのご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、我が国の農業につきましては、近年の農業者の高齢化や後継者の不足などで農業従事者の人口が減少の一途をたどっています。このことは、平成29年に町が行った町内の農地の所有者を対象とした意向調査の結果においても、農業をやめて農地を手放したいと考えている方の割合が高いなど、今後もその傾向が続くことが予想され、また、令和元年には白浜町農業委員会から、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、現状の改善策としての行政主体の農業法人設立の検討を望む意見も提出されました。

このような状況を踏まえ、町としましても、新規就農者の確保や、国県補助制度等を活用した生産活動の推進、遊休農地対策など、課題解消に向けた様々な取組を関係各位のご理解とご協力の下、進めてきたところであります。

特に議員からいただいた、経営面積の小さい兼業農家を育成することが米作の自給、地産

地消にも大切とのご意見につきましては、私が町長に就任してからすぐに担当の農林水産課に対し、その対策として地産地消に向けた取組を進めるよう指示したところであります。取組の詳細につきましては、農林水産課長から説明をさせます。

○議 長

番 外 農林水産課長 古守君（登壇）

○番 外（農林水産課長）

私のほうからは、これまでの取組の詳細につきまして、説明させていただきたいと思いません。

我が国の農業の現況を鑑みまして、国では、農地の集約化や高収益作物転換などの政策を進められております。ただ、小規模な稲作を行っている兼業農家が多い当町では、やはりこれらに対応できる農家は少ないと言わざるを得ないのが現況でございます。このことは近畿農政局さんも当町に何回か見えられた際に、年2回ほど見えられますんですが、そのときにやはり国のやり方というのは、我々の地域にはなじみませんよというふうなことも具体的に申し上げてきているんですが、やはりどうしても、大規模な農家のほう、特に農業を大規模に集約していくと、このような国の政策が現在主に進められているような状況でございます。

このような状況を踏まえまして、町では、現在の農村環境、白浜町の農村の環境でございますが、これを保つためには、町内に白浜町内で生産された水稲米、これを流通させまして、町内の稲作農家の農業経営を安定させる、少しでも収益を上げさせていただくと、このようなことが有効な手段の1つであるという考えの下、そのシステムの構築に向けた取組を進めてまいりました。このシステムにつきましては、本年2月18日開催の全員協議会でも説明をいたしました。改めて具体的に申し上げますと、町内でご協力いただける稲作農家の生産者の方々を募りまして、その方々が生産されたお米を町内のホテルなどの宿泊施設、さらには飲食店、このようなところで消費していただけないかというふうなことを行政が間に入ってやるというふうなイメージになるかと思っただければよろしいかと思えます。間に入るのは、町が直接入るのか、それか遊休農地の対策協議会というのをつくってございましていろいろな活動をしておりますので、そちらが間に入るのかというふうなところは、今後検討はしてまいるわけなんです。けれども、その実現に向けては、昨年度に白浜温泉旅館協同組合のご協力の下、こちらに加盟する宿泊施設を対象としまして、まずアンケート調査を行いました。意外と地元米を望む声が、意外といえますか、かなりありましたので、やはりこれはもう少し研究をしようということで、今年の2月18日に全員協議会でも説明させていただいた上で、6月にはまずは生産者を対象にしたアンケート、それで11月には消費者を対象としたアンケート調査を実施するよういたしました。

当初は、生産者側、消費者側、これを両方一遍にやろうかというふうなことで考えたわけなんです、皆さんご存じのように近年のお米の価格上昇、こういったものが想定以上に上がってくる中で、まず生産者の状況を確認させていただいて、こんなものは今の御時世ではちょっと乗っていけないよということのご意見が主であったら、ちょっとその時点でどうしようかということになったんですが、ある一定こちらにご協力いただくという意見もありましたものですから、やはり当初の予定どおり今年度中にということで、11月に消費者側を対象としたアンケートを実施してございまして、間もなくその結果がまとまってまいります。

その結果にもよるとは思うんですが、現在のところ、来年度には新米のみに、恐らく生産

量からするとおこなうと思いますが、それを対象としました試験的な運用を行う予定で事務を進めているところがございます。

また、これまでになかった新たな対策といたしましては、昨年10月からは、農地保全管理作業受託事業としまして、機械とかがないような生産者の方から手伝っていただきたいということでありましたら、こちらのほうに行かせていただいてそのお手伝いをする。それから4月からは農業用機械の貸出し事業、そちらにつきましても、機械をお持ちでない方々に、できるだけお安い値段で機械を貸し出してこれを活用いただくというふうなことでございまして、これらの事業を活用いただくことで、僅かではございますが、町内の小規模な兼業農家の方々の農業経営へのお役に立てられているかというふうに思っていますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば、これを許可します。

1 番 廣畑君

○1 番

課長からも詳しく説明をいただきました。やはり地産地消を進めることは大変意義があるというふうなことであります。私もそのように思いますし、やっぱり生産者と消費者の価格の、売るときと買うときの価格の差が問題になってくるのだなというふうに思うんですが、町として、その差額について何とか補助していけんかなというふうなことを思うわけです。その辺はいかがかなということと、それから農地の賃貸契約について、所有者と耕作者との契約について、例えば持ち主に返された場合に、どのように持ち主が対応していったらいいのかなというふうなこともあります。1年に2回ほどそういうふうなことがあるわけなんです、そういう点についていかがかなと思います。

やっぱり1ヘクタールも作らないで、兼業で0.5ヘクタールとか0.7ヘクタールとか、そういう兼業農家が白浜町の場合は多いわけですね。だから、そういった点で、本当に経営がなくなっていくように、そうした小規模の兼業農家がやめていくことのないように、何とか支援をしていただきたいというふうに思うわけです。

このことについて、ちょっと膨らませましたけれども、本質は一緒だと思うので、当局の答弁をいただきたいと思います。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

議員ご指摘のとおり、小規模の農家の方々を支援させていただいて、なおかつそれが地産地消につながるというふうなことににつきましては、私も同じ考えを持ってございます。ただご意見がありました町の補助ということになりますと、その制度設計自体をどのようにするかという大きな課題があると思っております。

お米が自由な市場で取引をされているという状況の中で、生産者の価格、それから消費者の価格、これが例えば生産者がどこか一定の消費者のところと同じように販売をしているということだったら、その価格が結局消費者側の価格ということで押さえられるわけなんで

すが、ご存じのように、生産者の方が直接事業者に卸されたり、もしくはお知り合いの方々にお譲りされるという事例がございますので、そうなってまいりますとその価格をどのように押さえてまいるのか、これが非常に難しいと。もちろんばらつきがあるのが実情でございますので、そしてまたその価格が幾らで取引されたか、それをどのようにして確認するのか。例えば税務関係の権限でもありましたら、ちょっと帳面を見せてよ、あれを見せてよというようなことのいろんな確認もできるんですが、やはりそこはもう領収書の写しを見るというふうなことになってきた場合、それが果たして合っているのか、失礼な言い方ですけど、そういったところまでやらないと、きちんとしていないといわゆるばらまき状態ということになりかねません。

それからもう1つはその財源をどうするかです。例えば2020年の農林業センサスの水稲作付面積、2025年の分はまだ出てきてございませんので、あえて2020年でお話しをさせていただくんですが、そのときの面積が135ヘクタールでございます。それで平均1反当たり7俵、大体7俵から8俵というのが一般的だと思うんですが、それで仮定しまして、そこに1俵につき1,000円補助ということを単純にやったといたしましても、年間で945万円ということになります。大体皆さん1俵というのが60キロなので、30キロの袋で取引されるのでそちらのほうが分かりやすいかなというふうに思いますが、その場合でしたら500円。3年ほど前でしたら農協へ出す価格が7,000円でしたので、これが7,500円で、今でしたら大体1万5,000円ぐらいで取引されていますので、1万5,500円になるというふうなイメージでございます。

ただその程度の金額でしたら、やはり500円余計にもらえるからちょっとお米を作ろうかというのは、なかなか考えにくくて、根本的な問題の解決には至ると思いません。ですから、やはり効果を求めるのであれば、もっと多額の費用を費やす必要があるかと思えます。これが例えば3,000円で考えますと2,800万円を超えてくるんです。ですから、限られた町財政の中でこれを毎年続けるというのは極めて困難であるというふうに考えてございます。

したがって、町としましては、先ほど申し上げました町内の生産者から消費者に直接流通するシステム、こういったことのお助けをすることによりまして、自由な市場取引ルールの中で、少ない町の負担により一定の効果が得られるのではとの考えにおきまして、現在その取組を進めているところでございます。

それからもう1つの農地の解約時のお話でございますが、農地が持ち主に返された場合には、基本的には個人間の話となりますので、積極的に行政として何かの行為をするというふうなことはやってございません。ただ地域の中で、ご近所の農業をされている方々、そのあたりから口づてで人を探してもらおうとか、あとは農業委員さんに相談されとか、そういった個別の対応というのはそれぞれされている場合もあるんですが、行政としてそのような窓口といいますか、解約したというのは農業委員会のほうで分かるんですが、解約したからといってさあどうしますかというふうなことをお尋ねするというふうな、こちらのほうから積極的にやっていない状況でございます。ただ本人さんのご意向によりまして、町の農業委員会や農林水産課にご相談があった場合、このような場合については、農地中間管理機構の制度、こういったものの活用をご紹介させていただくなど、必要な対応をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

次に、再々質問があれば、これを許可します。

1 番 廣畑君

○1 番

20年ぐらい前かな、中、栄、才野の圃場整備が完了しました。一部ですけれども田んぼも大きくなりました。私たちもそういう作らせてもらっているのだけれども、圃場整備をしたわ、もう後継ぎがないわ、草ぼうぼうになってくるよということのないように私たちもしたいと思って、行政の力をお借りしたいという思いでいっぱいあります。

最初、町長も言われたけれども、地産地消ということに力を入れていっていただくということなので、いろいろ圃場、田んぼの持ち主も含めて知恵を出していければなというふうに思います。先ほどの課長の答弁にもありましたけれども、県からの協議も何度か年間やっておるんだということですが、本当に小規模の経営をどういうふうにしていくかというのは、やっぱり白浜町だけとは違って和歌山県内の課題でもあると思いますので、ぜひそういう要望活動とかについても今後取り組んで、今まで以上に取り組んでいっていただきたいと思いますので、町長何かあれば言っていたらと思うんです。

○議 長

廣畑君の再々質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君

○番 外 (町 長)

思わぬ矢が飛んできて、今、課長が答弁をしたのはベースであります。やっぱり今年は米が高くなったから、このような米の狂乱物価が続いているんですけれども、私としたり、仕組みとして制度設計としては、やっぱり町がその時々の小売価格で買い取りたい。だからそれを今、状況では毎年2,800万円ということでもありますけれども、これはちょっと私は工夫をすれば、そこはいけるんじゃないかなということは今、個人的に思っています。

ですから、せっかく例えば私が昨年こんな立場にならせていただいたときに、あのときはまだこのような今の米のようなことがなかったので、聞けば、農家の方がJAへ大体30キロ8,000円前後で卸していたと。それがずっと回り回って小売りを通ってホテルへ行ったら1万2,000円前後だったと。じゃあ、その差額を町がしっかり農家の人に補填をして、町がしっかり安心して地産地消につなげていくという仕組みができるのであったら、私は、例えば遊休地にしても耕作放棄地にしても、町がそのような安定した価格で買ってくれるというのだったら若い人たちが米を作ろうとか、やっぱりそういうところにつながっていくと思うんです。これは一石二鳥ではありませんけれども、やはり後継者対策にもなっていくと。

ですから、あとその財源をどうするのかということですが、そこは、私は工夫をすれば、少し出だしは大変であっても、私は今自分が思い描いている制度設計というのはそんなに難しくない。これが農業の、いろいろと今抱えている、今申し上げました遊休地対策だとか、あるいはまた後継者対策だとか、やっぱりそういうところにつながっていくのであれば、これは私は大きな生き金になっていくのではないかなというふうに思っております。

ですから制度設計、今は課長を中心にやってくれていますけれども、そこは私もやっぱり思いを今言いながら組立てているところでもありますので、ちょっと見ておいていただきたいなど、こんなふうに思います。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

1 番 廣畑君

○1 番

ぜひ知恵を出して、私どもも知恵を出して頑張っていきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいとします。この件については、これで終わります。

○議 長

以上で、農業振興についての質問を終わります。

次に、補聴器購入への補助をの質問を許可します。

1 番 廣畑君

○1 番

高齢に近づいてきますと聴覚が衰えてきます。人の話が聞き取れない、何と言っているのか分からない、相づちを打っていいのか分からないなど、年を重ねるごとに聴覚が衰えてきます。人とコミュニケーションが取りにくい。自然と外出しなくなり、周りの人などと交流しなくなる。全ての方ではありませんが、こうして社会活動に参加しなくなっていきます。補聴器が必要です。購入するには高いです。だから一部補助が必要です。

以前にも、このことについては質問いたしました。そのときは、肢体や聴覚の不自由な方など身体障害者手帳の交付対象とならない方への支援についても検討が必要となってくるものと考えますので、もう少し議論が必要とのことでした。同じような答弁になるのかなとは思いますが、このことについて、答弁を願いたいというふうに思います。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 民生課長 小川君（登壇）

○番 外（民生課長）

廣畑議員にお答えいたします。

補聴器の購入に対する補助につきましては、以前にも答弁をさせていただいておりますが、難聴者として6級以上の障害者手帳が交付された方を対象に購入の補助を行っているところでございます。また、難聴でお困りの方が窓口にご相談に来られた際には、こうした補助制度の説明と手続的なことを併せてご案内させていただいているところでございます。

高齢に伴う軽度、それから中度の難聴者への町の独自の補助制度につきましては、現在のところ創設できておりませんが、長寿化により高齢者の生活ニーズも年々多様化しておりますので、高齢に伴う聴覚機能の低下などへの支援も含め、今後国のほうで様々な形で補助制度が拡充されてくることも想定されますので、引き続き町といたしましては、国の動向のほうを注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

次に、再質問があれば、これを許可します。

1 番 廣畑君

○1 番

障害者手帳の6級の様子というのは、以前もありましたけれども、耳の遠い方のところで70デシベル、かなり隣で大きな声でワイワイ言わないと、話をしないと、大声を出さないと聞けないという、そういう聴力です。すごくしゃべるほうもしんどい。この聴力の聞こえにくい人がここで手帳6級をもらおうと思ったら、それが70デシベルまで大声を出さなければならないと。やっぱりちょっとこれはおかしいなというふうに思うわけです。それまでの人、中程度、小程度の人から補聴器を取得して、補聴器をつけて社会活動ができていくというふうなことになっていかないと、70デシベルではもう遅いというか、この方に、70デシベルでしか聞こえない方に話をしようと思っても、大きな声を出してするという意欲もなかなかそがれていく。その方自身はもう分からない、何を言っているか分からないという状況です。やっぱり、このことは本当に、例えばあまり関わらないようになったら認知症になっていく可能性も高いように思います。

ちょっと古いデータですけれども、やっぱり調査の中で2割程度の人がそういうふうになっていく。だから認知症になっていかにないように、介護保険を受けないようにしていかないといけない。そういうことで、予防としてもその人が尊厳を持って地域で生活できる。話ができる。会議に参加できる。そういう意味ではやっぱり補聴器の補助というのはすごく必要やと思うんです。

そういう点について本当にもうちょっと議論をして、関心を持って、私らも若いときはそんな難聴になっていくと、老人性難聴になっていくというようなことは思っていなかったのですが、私もそういうときが来ました。だから、本当に社会生活を送っていく上で、いろんな活動をしていく上で、補聴器は高い、だから補助をしていくという。自治体によっては補助していくところもありますけれども、今の先ほどの課長の答弁では、国の制度も、制度待ちということでもありますけれども、やっぱり独自にお金の要ることは確かに要ります。財源も先ほど、今朝からの一般質問の中でも財源の話もされていましたが、ただ、やっぱりそういったことがこれから必要だというふうに思いますので、ぜひ今後も、そういう検討を課内でしていただきたいなと思うんですが、課長、いかがですか。

○議 長

質問が終わりました。

再度の軽・中度の難聴者の方への町独自の補助制度についての質問であったかと思えます。当局の答弁を求めます。

番 外 民生課長 小川君（登壇）

○番 外（民生課長）

軽度・中度の方の難聴のことに関するご質問になりますけれども、町のほうには毎日高齢者の方が来られているいろんな相談に来られます。体のことからやっぱり経済的なことも来られるんですけれども、今のところその相談の中で、今、議員さんからおっしゃっていただいたような補聴器の補助というような相談事は、記憶している中ではあまりないようには思っているんですけれども、ただ全国的に見てみますと、確かにそういった難聴が原因でどうしても家に引きこもってしまうといったことも、事象としてあることも事実ですので、その辺は、

県内でも実際議員さんがおっしゃるように制度化しているところもありますので、その辺も含めて国の動向も含めて、今後少し検証させていただきたいと思います。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

残り時間は9分となってまいりましたが、再々質問か、もしくは町に対する提言等がございましたら、これを許可します。

1 番 廣畑君

○1 番

課長から答弁をいただきました。3年ほど前の答弁よりはちょっと前に向いてきたかなと思うんですけども、本当に高齢者がやっぱり外へ出ていろんな活動をしていく上では、軽度・中度の方も補聴器が必要になってくると思います。だから、そういったことをもっと中でもんでいただいて、ぜひ実現をしていただきたいなということをお願いして、質問を終わります。

○議 長

以上で、補聴器購入への補助をの質問は、終わります。

以上をもって、廣畑君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は明日12月12日金曜日午前10時に開会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は、明日12月12日金曜日午前10時に開会いたします。

議長 溝口 耕太郎は、14時58分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和7年12月11日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員